
令和3年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第2日)

令和3年9月10日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和3年9月10日 午前8時57分開議

- 日程第1 一般質問
1. 松蔭 茂 議員
 2. 桜下 善博 議員
 3. 大庭 澄人 議員
 4. 河村 隆行 議員
 5. 中田 元 議員
 6. 河村由美子 議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 松蔭 茂 議員
 2. 桜下 善博 議員
 3. 大庭 澄人 議員
 4. 河村 隆行 議員
 5. 中田 元 議員
 6. 河村由美子 議員

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前8時57分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前に報告をします。

初日に設置しました決算審査特別委員会の正副委員長については、先般、互選によりまして選出をいただきましたので報告します。

委員長に1番、桑原議員、副委員長には2番、三浦議員と、10番、庭田議員のお二人が選任をされましたので報告をいたします。

以上です。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。

1番目の通告者、4番、松蔭議員の発言を許します。4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） それでは、2点ほど通告をしてあります。

まず、1点目のことですが、水道料などの徴収は適切に行われているかということですが、これは先般、町の助成事業である販路拡大事業の申請を行ったところ受付できないと、こういうことでありました。理由は、水道料の未納とのことでした。建設水道課に内容を問い合わせたところ、3年前の3月、4月分の水道料を払っていないということでありました。

これは、ひとつの例なんですけど、町の使用料、町税など職員の怠慢によるそれらの滞納が多くなっているのではないかと思いますのでございますがどうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、松蔭議員の1点目でございます。水道料等の徴収は適切に行われているかということにつきまして、お答えをいたしたいと思えます。

まず、使用料に係る滞納繰越の調定金額の推移について御説明を申し上げたいと思えます。

水道使用料につきましては、平成31年度に3,488万5,454円であったものが、令和3年度では3,204万2,164円となっております。下水道使用料につきましては、平成31年度に198万9,391円であったものが、令和3年度では97万7,737円となっております。農業集落排水施設使用料につきましては、平成31年度に149万8,136円であったものが、令和3年度では54万2,701円となっております。

いずれの科目におきましても、その調定金額は年々減少されているところですので、御質問にございました滞納が多くなっているのではないかと、この御指摘につきましてはその状況にはないということをおまづ、申しあげておきたいと思えます。

今年度の取り組みといたしましては、無連絡退去などによる転出先不明者案件や実体のなくなった法人についての徴収停止を検討しております。

徴収停止の制度は、地方自治法に定めがありますが、制度の運用実績など公表される自治体がないために、運用実態などの情報収集に苦慮しているところおす。引き続き情報収集に努めていく所存でございます。

また、体制の強化といたしまして、建設水道課では8月下旬に配布いたしました広報よしかに掲載しております水道コラムでも御案内しましたとおり、8月から9月を徴収強化月間として取り組んでいるところでございます。

その内容としましては、これまで建設水道課内の限られた職員にしか交付していなかった徴税吏員証を上下水道担当職員全員に交付したほか、給水停止についても公平を期すため、予告基準やマニュアルの内部検討を行っております。

滞納者へのアプローチとしては、新型コロナ蔓延防止のために家で過ごす時間が長くなりがちなかで、生活状況を直接確認する意味も含めて、できる限り臨戸徴収を実施するなど滞納整理の取り組みを引き続き強化していきたいと考えているところでございます。

次に、町の使用料、町税等が職員の怠慢によって滞納が多くなっているのではないかと、御質問でございますが、町税や各種使用料等につきましては、納付期限内の自主納付が原則でありまして、ほとんどの住民の皆さんは納期限内の納付をしていただいております。

しかしながら、諸事情により納期限を過ぎて納付がない方に対しては、職員による徴収対応を行う必要があります。そうした案件が増加しますと、通常業務に併せ、徴収業務が増加することとなりまして、十分な滞納整理ができなくなることは否めない事実でございます。

また、近年は町外転出者の追跡調査や納税義務者の相続手続がされていないなど、滞納整理に時間を費やす事案が多くなっている状況でもございます。

令和3年度より、滞納整理を専門とする会計年度任用職員1名を増員したことで、実態調査や相続人調査など従来対応できていなかった詳細な調査の実施や訪問調査の頻度を高めるなど、これまでと比較してきめ細かい対応を進めているところでもございます。

特に、困難な案件については、債権共同徴収対策委員会にて情報を共有し、徴収担当者と各課職員による共同訪問の実施や、悪質滞納者に対する法的措置や給水停止、無資力者に対する徴収停止などの準備を進めております。

いずれにしましても、滞納者が増加しないよう、現年度分の確実な徴収と滞納繰越の圧縮の両方の取り組みについて、引き続き努力を行う必要があると思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 滞納はかなり減少ということで、大変喜ばしいことで、「はいそうですね」ということで終わるところなんですけど、ちょっとそういうわけに行かない。というのが、先ほど申しましたように、3年前の具体的には3月、4月分が払っていないからということだったんです。3年前、その前後はぴしゃっと払っておるのに、その月だけ払っていないからということで担当の方とやり取りしたわけですけど、3年前がぽっと出たわけです。この申請をしなかったらずっと滞納になっておる。本人は分からない。その3年前が、なぜ今まで放ってあったのか。ほかにも聞いてみますと、11年前のやつも請求された。これも、何か助成の申請をしたときに滞納があるからだめだと。ほかには、突然10年ぐらい前のやつが請求来た。それまでは全然なかったということです。それが問題なんです。

これは、減っておるからいいということもあるんですけど、なぜそういうふうになったのか。いろいろ聞いてみますと、担当者の方が言われるのは、パソコンに残っておるから滞納。それは残っているからそうか分からんけど、なぜ残っておるか。本人としては、なぜその月だけ、3年前の3月、4月分だけが残っておるのか分からない。分からないから、納得できないからそれはちょっと払うのはどうかなという話をしたら、それはだめだと。

そのやり取りをいろいろちょっとメモしたんですけど、パソコンの記録はうそは言わないと思うんです。それで、パソコンというものはやっぱり人が入出力、インプット、アウトプットをして機能を発揮するわけなので入れ間違いというのはあるんです。あるいはアウトプットの場合も、その後人間がやるわけだから間違いの可能性はある。それで、そういうことはないかと聞いたら、

パソコンに残っておるから払えと、これしかないんです。

それで、いろいろやり取りをするうちに、あなたはその水道料を払う意思がありますかと言う。意思があるかと、突然そう言われると意思がないはずはないわけなんだけど、担当の方は、お前は意思があるかどうかという意味で言われたかと思うんですが、それにはこちらも返答が……。それで、何遍か払わないから督促状を出したと言うんですが、督促状をもらった記録がない。それで、いろいろ、もう3年前のものを引っ張り出して、なかなかその督促状と請求書、さっき言われた自主納付だから、ところが見つからないんです。まだまだ探さないけんかも分かりませんが、受け取っていないという証拠があるかと言われたので、それは受け取っていないからという。逆に、確かに発信した証拠があるかこちらが聞いたら、いちいち内容証明までつけては経費がかかるからできないけど、とにかくパソコンに記録にあるからと言う。

今のように、意思があるかというようなことを言われたから、さらにそういう、意思があるのは当たり前のことなので、納税あるいは使用料を払うのは当たり前のことだから意思は当然ある。あなた、どういう気持ちで言われたかという、マニュアルに沿ってやっておる。マニュアル。要するに、恐らくいろんなそういうやり取りの中で、ああ言えばこういうふうに言えという、そういうものだと思うんですが、そういうマニュアルが実際にあるわけですか、町長。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 3年前の水道料の未納ということに対しての御質問でございます。

私のところで、先ほど冒頭のところでは、現状の収納の状況であったり、そうしたこと、それから今からのところについての対応策について御説明をさせていただきました。

今、再度御質問がございました3年前のそのやり取りにつきまして、そこまで私のほうも詳細に把握しておりませんので、この点につきましては原課の課長であります建設水道課長のほうから御説明を申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 建設水道課の早川でございます。私のほうから、御質問の内容につきまして答弁させていただきたいと思いますが、まず、マニュアルがあるかということでございますけれども、これは建設水道課の中でいろんな作業がございますので、その中のひとつとしてこの水道の対応のマニュアルというものをつくっているということございまして、建設水道課で独自につくっているというものでございます。

大変申し訳ございません。それから、3年前の滞納が残っていたということございましてけれども、その当時につきましては作業の流れ上、督促状お出しをしたということであろうと思っています。

しかし、その後の催告等についてはなかなかできていなかったのではないかとということで、こ

れにつきましては本当に大変御迷惑をかけたというふうに考えております。

現在では、そういったこともないように、まず滞納が残っている方につきましては催告という形で、再度残っていますということでまず準備をしていただいて、その後はこちらから連絡をして、「これとこれが残っています。よろしく願います」というお願いをさせていただいています。

これまでのところでは、高額、大きなお金が滞納になっている方についてはずっと作業を進めてまいりましたけれども、大体一段落をした状況で、今度は少額な方についてもお願いをしますということで、コラムのところにもございますように9月号においてそうした強化月間ということでお知らせをさせていただいたりして、皆様方に知っていただくということで作業を進めているところでございます。

また、パソコンに残っているからということで職員のほうが対応したようでございます。全てがパソコンという形で管理をしておりますので、システムで管理をしておりますので、本人はパソコンという言い方をしたんだろうと思いますけれども、打ち間違い等もあるのではないかと思います。御指摘ではございましたけれども、必ず年が変わるときには入ってきたお金、それから入ってきていないお金というのを突き合わせをさせていただきます。それで、調定を起こした金額と、その入ってきていないお金と入ったお金を引き算、足し算をしまして、ゼロになればそれはそのものがきちんとイコールとして残っているということになりますので、その作業は必ずやっております。その数字が合わない限りには出納閉鎖等も行えないわけで、次年度に行くことができませんので、その分につきましては御理解をいただいたと思っていますので、数字が誤りであるということはこちらとしてはないというふうに考えているところでございます。

以上、長くなりましたが答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） 今、確かに水道会計は公会計、要するに普通の企業のような形で会計されておるから、会計についてはほとんど間違いはないと思われま。

ただ、この職員の態度。これは、多くの職員は本当に一生懸命やっておられる。それは認めます。だけど、一部こういう人があると、全部にそういうことに見られる。

議会のほうにもいろいろ御意見とか何とかいうのを出しておるんですけど、やっぱり何件か、具体的なことは申しませんが、職員の仕事のミスが多いんじゃないかとか、怠慢を指摘するのは議員の役目じゃないかとか、その怠慢というのが出てくるんです。

それで、確かに何でも組織の中には、ほとんど優秀であってもそうでない——その人がというんじゃないですよ、水道の係と言ったらもう分かることですからあまり言いませんが——そういう心構えがなっていないんじゃないか。町民の皆さんも、この水道料の問題だけじゃなしに、全

てについてそういう声があるんです。

先ほど言いました10年前のも分からない。それで、今のような助成のせっきくの制度で、今、コロナ禍で何とか頑張ってやるっていうその中小、零細企業——企業というか商店ですけど、それが滞納がパソコンに残っておるから受付できないということになるとしょうがないから払う。まだ納得して払うじゃなしに。だから、今から調べて本当に入力間違い。

金額も、たまたまちょっと多いんです。たまたまかどうか、要するに入力間違いというのが、金額が普通より特別に多かったからということが、隣の人の分が、よくありますね、健康診断なんか行って、それで前の人と間違えて、これはおかしいと言ったら、間違えてしまいましたと。そういう可能性もあるわけです。

私が言いたいのは、対応が、先ほど言いました皆さんがそういうふうにしておるから、その辺をそうしないと、数字上は確かに町長が今、言われたようになり収納率が上がっておるということではございますけど、ほかの業務にこういう態度だったら皆影響すると思われます。何ぼええことを決めても、職員、担当が本当にその気になって、本気になって、今の地方自治法にもちゃんと書いてある。これは法律です。職員は、全力を挙げて職務に専念しなければならないと、どうでもええちゅうわけじゃない。どうでもえかったかどうか分からんが、最後までパソコン一点張り、マニュアル一点張りで、「それならもう一度調べてみましょう」がなかった。そう言ったら負けと思うかどうか分からんけど、大体、お役人ちゅうのは江戸時代からそうなんです。もう、俺の言うことが絶対正しいんだから、お前らぐだぐだ言うなというふうな態度が今でもあるんじゃないかと思うんです。

それで、町民の何にも、要するに教育はどうなつとるかというようなことまであるんです。その辺は私、議会の者の権限じゃありませんから、町長、もう絶対——絶対と言ったら、そんなことはないと言われるかも分かりませんが、そういう職員のモラルあるいは意識、そういうものを現在も先もどうか、その辺、ちょっとお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 当然、事務において人為的なミスがあってはならないわけですので、それは当然のこととして気をつけて行かなければならないというふうに思っています。

今、お話がありましたモラルであったり、職員のいわゆる業務を遂行するに当たっての意識の問題でございますが、これは何はさておいても一番、住民の皆さんと接する機会の多い窓口であったり、それから電話であったり、それから現場での対応であったり様々な場面があるかと思いますが、その対応をしっかりとやっていくということは、これはほかの議員さんからいつも御指摘をいただいているところでございますので、ここはしっかりと気をつけて行かなければならないというふうに思っております。

今回、ひとつの事例ということでお話がございましたが、本当にたったひとつのことが役場業務全て、万事に向けてそうしたことではないんだろうかという疑念を持たれるようなことになるわけでございますから、それぞれ、私も含めてでございますが、職員の一人一人が丁寧でそして皆様方に疑念を持たれないような、そうした事務の執行をしていかなければならないというふうを考えております。

例年、接遇の研修であったり、そうした研修もしております。それから、基本的には人材育成の基本方針もあるわけでございますので、そうしたことに沿って毎年のように研修も重ねておりますから、今、松蔭議員が言われるようなことが今後あってはならないことでございますし、そうしたことがないように留意をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） とにかく、そういう「アリの一穴」というのがあります。あるいは、「マッチ1本火事の元」。あんな小さいものでも誤って使ったら大火事です。何億も損害がある。アリの場合は、少しずつそれが大きくなって、分からんうちに大きくなってダムが崩壊するという例なんですけど、これは私が言わんでも十分承知されておると思うんですけど、そういうことをさように「まあええわ」と、こういうふうにしたんじゃ困る。

とにかく、先ほど申しましたように、職員の方は本当に優秀な方が多い。その人がいけんちゅうんじゃないけど、その人の考え方を正してもらわんと、個々の職員、そうしないと、それこそ今度職員の皆さんが法律が好きなんです。法律がこうなっておる。それなら、この公務員の皆さんの法律もあるわけです。法律は、大体庶民を規制するのが法律なんですけど、職員の方も同じことと思うんです。先ほど言いましたように、これ私が見る六法は古いから……、地方自治法30条にその全ての職員云々というのがあります。これも法律の中にあるわけだから、これに違反すること、法違反です。これは、庶民のほうから、町民のほうからそれを指摘する。あなた、法律違反。逆の場合は、「法律違反だから、だめだ」とこういうふうに言われるわけだけど、こういうことについて言えない。本当に言えるのは、こういう場ぐらいしかない。

そういうことで、とにかく職員のモラル、認識、意識、プライド、そういうものをもう一度、今からずっとやっていただきたいということで、お答えはないと思いますが……ありますか。なけりゃ、もういいです。

次に、この2点目の町内の外国人在住者の生活支援は適切に行われているかということでございます。

現在、約200余名の外国の方がいらっしゃいます。主に中国の方、ベトナムの方、その他ということでございますが、私も日頃付き合っておるんです。というのが、家の前にちょうど五、六人いらっしゃる。それで、ちょっと離れた住宅にも。それで、ほとんど年中顔を合わすし、話

をしておるわけですが、なかなか話が通じない。

先般、日本語講習というのを住民課か何かで言われてそれに参加したんですが、何で今さら日本語を習うのかというふうに言ったんですが、要するにその外国の方に日本語を正しく伝えてコミュニケーションを図らんにゃいけないということで研修というか、それを受けたわけですけど、なかなか実際の場になると結局手間なんです。「御飯食べます」とか、あまり丁寧に言っても通じないし、普通の挨拶は「おはようございます」「ありがとうございました」ちゅうのは大体全部、ちょっと細かくなるとなかなかできない。

それで、実際に生活に不便があるかということは分からないということで、そういう支援が、せっかく来られて、それから今、外国の人というのは日本にとっても重要な戦力と言ったらいけんかも分らんけど、人材なんです。これがなけりゃやっていけないぐらいのことになってきた。だんだん今からもなる。

それで、ここへせっかく来られてから生活が不便であってはいけないと思うんで、詳しいことが分からないので、ちょっと具体的にどういうことを支援体制でやっておられるか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは2点目でございます。町内の外国人在住者の生活支援は適切に行われているかということについてお答えをしたいと思います。

本町の外国人住民人口は、令和3年8月末現在で192人でございまして、昨年同時期に比べ21人減少したものの、全体人口に占める外国人住民比率は、依然、島根県の自治体の中ではトップでございます。

在留資格別で見ると、7割以上の方がいわゆる就労ビザと呼ばれる在留資格をお持ちでございまして、町内の各企業や病院等で仕事をされておられます。

在留資格や職種によっても求められる日本語能力は異なりますし、会話力となると個人差があるのが現状でございます。

昨年9月に、町内で外国人従業員を雇用しておられます企業等へ聞き取り調査を実施したところでございますが、仕事や買い物などの日常生活に大きな支障は見受けられないとの報告を受けておりますが、困ったときに相談する、自分の要求を伝えるとなるとまだまだ難しく、職場の日本人や住んでいる地域の地元住民とのコミュニケーションがうまく取れていない外国人住民の方も多くいらっしゃるということが判明いたしました。

吉賀町としましても、多文化共生の一環といたしまして、令和元年10月から外国人従業員を雇用する企業等を対象に自動翻訳機の無償貸与を開始しまして、現在40台を職場等で御活用いただいております。

また、ごみの分別ガイド及びごみカレンダーについて、英語、中国語、ベトナム語の3言語に

翻訳いたしまして、同様のものをホームページにも掲載をしております。

また、令和2年度には島根国際センターの企業訪問型日本語教室を町内企業にて開催いたしまして、外国人従業員21名が日常生活に必要な日本語の学習をいたしました。さらに、今年度の新たな取り組みといたしまして、6月には日本語教室を支援する日本語パートナーの入門講座を開催いたしまして、町内外から23名が受講をされたところでございます。

今後は、日本語パートナーの皆さんの御協力をいただきまして、交流事業等を軸とした日本語力の向上に取り組みたいと思います。

そのほか、役場におきましては職員を対象に日本語を分かりやすくシンプルに言い伝える、あるいは書き換える、やさしい日本語の研修を実施いたしまして、窓口での転出・転入をはじめとする手続きや税金等の納付のお知らせの文書にも活用しているところでございます。

また、先般の新型コロナウイルスのワクチン接種に際しましては、多言語通訳対応のタブレットを導入して、受付や問診に活用いたしまして、スムーズなやり取りができたことと好評を得ているところでもございます。このタブレットにつきましては、ワクチン接種終了後も、役場の窓口での受付や相談に活用していきたいと考えているところでございます。

さらに、言葉が通じにくいなど防災弱者である外国人住民へ向けて、多言語災害アプリの導入についても現在検討しているところでございます。

このたび、自動翻訳機の切替えに併せまして、対応先に職員が訪問いたしまして、日常生活で困ったことや要望などのヒアリングを実施して、今後の多文化共生の充実に向けて取り組みを強化していきたいと思います。

なお、松蔭議員におかれましては、先ほど申し上げました日本語パートナーの入門講座、それから先般9月5日の日曜日だったと思いますが、町のほうで実施いたしました外国人の方を対象にした町内のバスツアーにも御参加いただいたというふうに聞いております。外国人の在住の方に対する生活支援を始めまして、多文化共生に対して非常に御造詣が深いというふうに認識しております。今後も、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） もともと言語はもちろん違う、文化も、宗教その他も違う、似ておるのは形だけ、目と鼻と口。それで、この方々と密な交流が欲しい。やはり、何か困っておること、それから知らないことがあるわけです。技能実習生ということで、この前たまたまその中の1人がどこかへ転勤でしょうね、送別会をやるということで、外ではありますが焼き肉パーティーを、大変喜んでくれて、それで私のことはお爺ちゃん、お爺さんじゃけえお爺ちゃんと言われてもいいんですけど、あなた方は何の技術がある。全部、溶接ができるという。アーク溶接とかガス溶接。それは、すばらしい。

要するに、そういう技術を随分持っておられる。それは研修されるんでしょうけど、地元の人との交流がどうもないんじゃないか。何か、それを進める方法を、初め頃は外国の方が来られたら警戒しよった。いや、夜どうかされるんじゃないとか、ごみなんかでもおかしい出し方をした物があると、あれはあれがやったと、こういうふうに、よう聞いてみるとそこへは出していない。皆、その地元——地元だけじゃなしによそからも入るわけじゃけど、その外国の方が出したごみ袋じゃないのにそういうふうな目で見ると。最近、ちゃんと書いてあるから大分減った。もし、間違えとったらそれ、ちゃんと教えてあげると、要するに、そういうふうなコミュニケーションが日頃、必要かと思うんです。

その方法を、これもここの住民ですから、公民館とか何かそういうふうなイベントで、何か方法があるかと思うんです。話をしてみたら、この前はさっき言われた町内を観光というか、平栃の滝とかずっとあの辺を回ったんですが、そのときにイノシシの柵があった。「これ、分かるか」と言ったら「分からない」。「イノシシ」「イノキキ」とこう。パソコンでイノシシちゅうの、イノシシを知らない。知らなくても関係ないか分からんけど、ずっと通りよったらカタツムリがおったから、「カタツムリ」「カタムツリ」、なかなか通じないけど、要するに事あるごとに、初めて見るものが多いから、それはやっぱりコミュニケーション、日頃の付き合いが密になると、それによって今度、生活不便を感じておるんだなという面も出てくると思うんです。今は、まず第一に言葉が通じないから、私はベトナム語を勉強するんだけど、何遍聞いても覚えられない。書いているんだけど、いざというときにそれが出ないから。

それで、これは私の経験ということですけど、とにかく大分慣れたんですけど、皆さんとの地域の人、周辺の人との交流が少ないと思う。何とかそれを、昔から言うよそ者扱い。日本人でも、よそから来られたらまず初めは、あいつはよそから来た、どうこうちゅうてなかなか溶け込まんということなんですけど、ましてや外国の方ということで、町長、何かそういうことを考えておられるか。例えば、何かイベントで、今はコロナでなかなか難しいとは思いますが、そういうことをされるようなことの何かお考えがありましたら。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） ここ数年、町内に外国人の方がたくさん居住しておられまして、本当に以前は役場のほうへごみの出し方であったり、自転車の乗り方であったり、本当に苦情がたくさん役場のほうにも来ておりました。

現在、どうかと言うとほとんどないと思います。ゼロに近いんじゃないかと思います。私も聞いたことはございません。むしろ、今はやはり地域の人材として、非常に地域の方がそれぞれの生活のエリアの中で溶け込もうという気持ちで頑張っていらっしゃるんだろうと思います。逆に、外国人の方はそうしたところへ積極的に足を向けていただいているんじゃないかというふうに思

っております。

ですから、今は200人近くいらっしゃいますが、もう町中で自転車に乗って数人の方が往来するという、そうした光景というのは日常の光景になったということではないかというふうに思っております。

実は、役場のほうで多文化共生を担当する職員のほうから、これはコピーなんです、この前こうした情報誌の提供がありました。実は、この中に多文化共生の紹介がしてありまして、これどういう記事かと言いますと、吉賀町のように日本語教育をしておられる全国の自治体、市区町村にアンケートをした。その結果ということで公表されて、その中の記事で吉賀町が非常に多くの紙面を割いて紹介をしていただいておりますが、その中の担当者等のコメントにも、今まさに議員が言われましたように、町内にたくさんおられる技能実習生同士で、そのグループで行動することは多い。ですから、日本人、吉賀町の町民の方と接する機会、日本語を話す機会がないので、やはり分かりやすい日本語が必要なんだというようなことをコメントしていただきまして、ですから地元住民とコミュニケーションをうまく取れていないという側面もあるわけです。

ですから、町といたしましては、先ほどいろいろ申し上げましたが、様々なことで皆さんと多文化共生社会が実現できるように取り組んでいるところでございます。

何か策はないかというようなお話でございました。昨年度から、いろいろ予算も準備させていただいて、その計画はある。それが実現できていないひとつが、いわゆる食と文化の交流を図りたいということでございまして、今、200人のうち約80%から85%がベトナムの方と中国の方。あと2割は、韓国であったり、フィリピンであったり、多国籍でございます。本当に、多国籍の外国人の方がいらっしゃるということは、日本の文化だけではなくてそれ相応の文化を共有する機会、チャンスがたくさんあるわけですから、企業の方にもぜひお力添えをいただいて、それぞれ母国の民族衣装を着ていただいて、それから母国の代表的な食べるもの、そうしたものを持ち寄って、一堂に会して、多文化共生という枠組みの中で異文化に触れるような、そしてお互いを認め合うような、そうしたイベントをしたいということで、わずかばかりの予算も準備していますが、昨年からは残念ながらコロナの関係で実現できていません。今年度も、そうしたことも考えておりますが、こうした状況でございますので実現ができないというようなことでございます。

やりたいことはたくさんあるんですが、なかなか今の状況の中では厳しいということでございます。

それから、そうは言いながら、今、町政座談会でも皆さんにはアナウンスをさせていただきましたが、税務住民課のほうで多文化共生の地域づくりということで、地域との交流を行いたいということで、できれば公民館エリアで、そうした公民館事業で地域におられる外国人の方と交流

したいという思いで、先行して今、蔵木の公民館でそうしたイベントもされたということでございます。

ですから、蔵木以外にもほかの公民館にも、エリアにたくさんの方がいらっしゃるわけですから、今、申しあげたような異文化に触れるような、お互いがやはり共通した理解、認識ができるような、そうしたイベントをやっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、松蔭議員。

○議員（4番 松蔭 茂君） ぜひ、そういう、まず交流。それで、町民の皆さんにも積極的に考えを持てるように、とにかく肌も顔もほとんど同じなんです。だから、あまりそう違和感はないかと、ただ今のように文化とか言葉。

昔の話だけど、戦後、アメリカ軍の占領があった、GHQ。それで、岩国基地から進駐軍、進駐軍という言葉は今、もう忘れておられるか……進駐軍の方がこれもやはり占領して、要するに日本人と溶け込もうということ、将校の方。教養も何もある方でしょうが、ジープに乗ってよく来よった。ところが、私たち子どもは、あれは殺しに来たんだ、戦争に負けたから女、子どもは皆捕まえて、毛布へくるんでジープでひくからお前ら逃げろって、半分は興味があるからこうやって見よったんですけど、それがあから、今でも私、個人的にはアメリカの人を見ると怖い。逃げるようにせんと、小さいときのがそのまま出たわけだけど、今は恐らくそんなことはないと思うんで、積極的に町民の方が交流を図るような方法をひとつ取っていただきたい。

さっき言われたから、今はコロナの関係でなかなかできんかも分かんんですけど、忘れないように。交流したら楽しいですよ。やっぱり、いろんなことを聞くこともあるから。

それで、大きく言えば、中国は今、発展しておるが、ベトナムも今から発展するところなんです。今、日本は中国に、以前はちょっと経済的にばかにしたようなことがあったような気がするんですけど、今はもう中国に経済的に負けてずっと日本は下になっておる。そのうち、ベトナムのほうは日本よりは、国は大きいですから、だから今のうちにやっておかんと、先でそういう段階になって何とかと言うてもだめと思うんで、ぜひ、今、町長が言われたように、とにかく私が思うのはコミュニケーション、それでベトナムに行っても「よう」というふうなことができるぐらいになってほしいと思うんです。これはきりがいいからこれで終わります。

質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、4番、松蔭議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前9時44分休憩

.....

午前9時55分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を行います。

2番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 3番、桜下でございます。よろしく申し上げます。私は、3点通告をしてあります。順次御答弁をお願いします。なお、2点目と3点目につきましては、今後のことについての質問であります。

我々も町長も10月で任期切れを迎えますが、任期が切れる町長に対しまして、今後のことを質問するのは大変失礼かと思いますが、町長は既に2期目を目指して出馬表明をされておられます。また、公約といいましょうか、抱負も述べられておられますので、それを受けて2番目と3番目の質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず1点目の、町民軽視についてという質問でございます。

これは、表題だけ見ますと何のことか分からないと思いますが、実は先月、8月19日に行われました臨時議会のことであります。その質疑の中でも、私は質問をさせていただきましたが、どうしても納得ができない、理解ができないと思ひまして、このたび質問をさせていただきます。

恐らくこの事実が分かれば、町民の皆さんも本当にそれでいいのかと、到底理解できないというふうに町民の皆さんは思われていると思います。そこで質問をさせていただきます。

8月19日に臨時議会が開かれました。本来、臨時議会といいますのは、私が言うまでもありませんが、本当に必要があるとき、あるいは特定の事件に限り、また次の定例会まで待つわけにはいかないというような、本当に緊急を要した議案を上程するための臨時議会であります。その臨時議会の議案は1つでありましたが、2億4,000万円という補正予算の議案でありました。

その内訳は、内訳を見ますと、非常に大きい数字の補正予算でありましたので大変驚きましたが、その中身を見ますと、本当に今、緊急としている案件もありますが、なぜ今この臨時議会で上げなければならないかという議案もありました。詳しく町民の皆さんに分かりやすく述べさせていただきますが、コロナ禍において売上げが大変困っておられます中小企業の皆さん、また飲食店をはじめ、農家の皆さん、本当に売上げが減少していて困っておられます。その方々に対しての商工会からの要望もありましたが、その皆様に対する特別支援であります。それは全く反対の余地もなく、全くそのとおりであります。一刻でも早く可決をして、皆様に支援としてお配りをする、それは本当に全く反対の余地もありません。そしてまた、このワクチン接種等で本当に従事をされました方々に対しての人件費、これも含まれております。このことにつきましても、全く反対の余地もありません。本当にありがたく、反対どころか本当に感謝をしております。

その予算が約5,000万円ですが、約2割程度、本当に今必要としている予算であります。ところが、ほかの80%に当たる1億9,000万円が、柿木のふれあい会館の改修費であります。私は、ふれあい会館の改修に反対をしているわけではありません。当然、20年以上たつて

おりましたので、老朽化しております。当然改修が必要であります。そのことに関しては全く反対の余地もありません。

後ほど詳しく説明いたしますが、副町長より、この件に関してはもう3年前に議会のほうに説明をしているという案件であります。

私が、町民を無視しているというのがなぜかと言いますと、本当に今、緊急としている、必要としている、困っておられる方に支援をする、それは本当に反対の余地もありませんが、なぜ3年前に全員協議会で説明したふれあい会館の、しかも1億9,000万円という大事業であります。これをなぜコロナの支援策と一緒にまとめて上程をするのか、私はそこに疑問を持ち、また町民の皆さんも納得できないんじゃないかと思えます。そういう声を聞いております。

もう3週間しましたら、9月の定例会があります。現在、行われておりますけど、なぜその3週間が待てなかったのか。先ほど言いましたように、臨時議会は本当に必要があるとき、特定の事件に限っているとき、次の定例会まで待てないような議案についてが臨時議会であります。3年前に説明をした案件について、なぜコロナ対策と同じ、ひっくるめて議案として出すのか、しかも2億4,000万円のうちの1億9,000万円という多額の事業費を含まなければならないのか。私は、ここは全く理解できません。副町長よりるる説明がありましたが、その説明を聞きましても、全く納得できません。

それと、もう一件は、もう一つこの臨時議会での議案に対して、町民を軽視をしているということは、審議の時間であります。朝9時に上程をして11時ぐらいにはもう採決をする、そういうことが許されるのでしょうか。しかも1億9,000万円という多額な事業であります。

先ほど言いましたように、この件につきましては、3年前の全員協議会に説明していた、その議案であります。先日の臨時議会のときに、同僚議員からも3年間なぜ放っておったのかと、なぜ今まで3年前に全員協議会で説明をしたのであれば、なぜ今まで放っておいたのかという厳しい指摘がありましたが、副町長より、緊急性がなく、今でも何とか大丈夫だということで、という説明がありましたが、全く納得いきません。

しかも、1億9,000万円という大事業を僅か2時間足らずで可決をする、本当にこれが許されるのでしょうか。1,000万円、2,000万円の予算でしたら納得はいくこともいかないこともありますが、本当に大きい事業であります。それが、僅か2時間の質疑で採決、しかもコロナ対策の費用と同じようにまとめた議案であります。これではまるで反対ができないような、私から言えば、反対ができないような議案であります。

なお、この手法につきましては、先輩議員とかいろいろお聞きしましたが決して間違っていない、法的にも何も間違っていない、だからそういう議案もあるということは、私も調べまして納得しておりますが、ただ道義的にこれが許されると思いませんか、まるで反対ができないような議

案であり、また僅か2時間足らずで可決をする、採決をする、なぜ3週間後に定例会が開かれますので、その席でじっくり質疑をして、そして最終日に採決をする、それがなぜできなかったのか。しかも3年間放っておいた、放っておいたというのは失礼ですが、3年間着手をしなかった議案をなぜこの臨時議会でコロナ対策費と同じように一つにまとめて出されたのか、私は全く理解できないし、このことは町民の皆様に誰に聞いても納得できないというふうに言われております。

質疑時間が短いんじゃないでしょうか。私は、改修費に反対をしているちゅうわけじゃないんです。その手法に対して私は理解できないと言うとるわけであります。

この手法は決して間違っていないということは勉強しましたし、また先輩議員から教をいただきました。そういうことは重々承知の上で、私は町民を軽視しているということで、質問させていただきました。

ただ、補足しますが、1億9,000万円という大きい事業費であります。これは県の補助金、あるいは地方交付税、あるいは町債の発行によって、本当の持ち出しは2,000万円弱という金額であります。小さい金額ではあります。これは金額が大きい小さいの問題ではないと私は思います。

とにかく1億9,000万円という大事業を僅か2時間で、しかも臨時議会に上げて可決をする、私は全く納得できません。

副町長からも既に3年前に説明をしているんだと、それと、プロポーザルの入札ということがありますので、今後のスケジュールの前倒しということで、この臨時議会に上げさせていただいたという説明がありましたが、それにしても、私は全く納得ができません。

通告には、審議時間が短いということだけのみ通告をさせていただきましたが、私は、先ほど言いましたように、議案の上程の仕方と質疑時間が短いということ、私は町民を軽視しているというふうに言わざるを得ません。

ただ、この件に関してはもう既に可決をしております。可決をしておりますので、その分に関しては、全く異議を唱えるつもりはありません。また、議員は町民からの代表でありますので、賛成、反対はそれぞれ皆思いがあります。したがって、このたびの可決につきまして、異議というものはありませんが、私は手法、手法がおかしいんじゃないかということ、町民軽視という言葉に替えて、質問をさせていただきました。町長、経緯につきまして、町民の皆さんに分かりやすく、なぜ短時間での質疑にいたったのか、そのことも含めまして、経緯についてよろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員の1点目、町民軽視についてということでお答えを

させていただきたいと思います。

吉賀町ふれあい会館の改修について、上程の経緯についてお答えをしてくださいということでございますが、この件につきましては、先般の臨時会で既に説明をしているというふうに、私のほうは承知をしております。ですから、改めての説明になるということは御理解をいただきたいと思います。

施設の状態、改修が必要である旨の説明につきましては、平成30年、先ほど来、何度もお話がございましたが、9月議会の全員協議会で説明をさせていただいたとおりでございます。

その後、他の大規模事業との調整や改修事業に該当する補助金が見つからないことから、予算化に至っておりませんでした。こうした中、本年6月上旬に空調と照明設備が対象となる環境省所管の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金が該当になるという情報が入りまして、そこから事務的な具体の準備をしたということでございます。

この補助事業は、まず事業計画を提出をいたしまして、事業の採択を受けてから補助金の交付申請、補助金の内示後に工事の発注、工事の完成後、実績報告となります。

具体的には、事業計画の採択が8月中旬と伺っておりましたので、9月の定例会の議会で予算を計上し、11月の臨時会を招集させていただいて、契約の議決、そして来年1月の完成というスケジュールで進めておりました。ところが、新型コロナウイルス、現下の状況でございますので、この影響で設備や部品の納入が遅れて来年1月の完成が非常に困難ということが判明して来たところでございます。

この事業は2月の10日までに実績報告を提出する必要があるが、当初のスケジュールでは2月の実績報告に間に合わないために、スケジュールを前倒しして、8月の事業計画採択後に臨時会で予算計上、9月定例会で契約の議決をいただいてから着工いたしまして、来年1月中の完成を目指すというように変更をさせていただきました。

今年度の事業で採択を受けてからスタートしなければならないために、時間的にもタイトなスケジュールとなりまして大変申し訳ないことではございましたが、このスケジュールで進めざるを得ないということを御理解をいただきたいと思います。こうした内容を先般の臨時会の折にも説明をさせていただいたところでございます。

当初、想定をしておいたスケジュール感が履行できないということで、この9月の定例会に上程をする、その日程では最終的な完成に間に合わない、ですから、その前段の臨時会、8月のところで招集をさせていただいて、それに伴う案件を御審議いただいた、結果的に御承認をいただいたということでございますから、この9月の定例会を待つことができなかったということでございます。

これは、先般の臨時会で何度も何度も御説明をさせていただいたということでございますので、

当然、議員の皆さんには御理解をいただいた上で採決に望んでいただいたものであるというふう
に、認識をしているところでございます。

それから、執行部に対しての今回の質問で当然あるわけでございますが、ルールによりまして、
臨時会も定例会も議案につきましては事前送致を議会のほうにさせていただいております。そ
うしたルールで事前に議員の皆さんに審議をいただく内容が御審議いただけるように、これまで
の議会との調整の中で準備をさせていただいております、そのルールに則って、これまでも議
会上程の準備をしているところでございます。

今回、こうした形で執行部に質問をいただきましたので、私も、私の手元にはありませんが、
議員必携というのがございますので、そちらのほうでも少し勉強を改めてさせていただきました。

釈迦に説法かも知れませんが、私が勉強をしたことを少しお伝えをさせていただいて、御理
解をいただきたいというふうに思っております。

まず、議会でございますので、何と言いましても最高責任者は議長でございます。議長は、議
会の活動を主宰し、議会の事務を統理し、議会を代表する権限を有していると、当然のことでご
ざいます。

その上で、議長の権限につきましては、議会の代表者及び事務統括者としての立場と会議の主
催者としての立場があって、この2つが議長が持つ権限ということでございまして、後段で申し
上げました会議主宰者に属するものという、中にたくさんあるわけでございますが、その一つに、
議事の整理権というものがございます。当然、議会を招集するのは私首長の権限でございますが、
招集後の議会の運営につきましては、全て議長が主宰をするということでございます。このため
に議事を進めるための必要な措置をとるその権限を議長にも与えているんだということが法に定
めてあるわけでございます。

それから、先ほども御紹介ございましたように、臨時会を招集しなければならない案件、当然
定例会では間に合わない案件であったり緊急を要するものはそうした臨時会を招集して、議決を
求めなさいということでございます。

それから、もう一つ、全員協議会というものがございますが、この全協につきましては、議長
が主宰するものであるが、招集については議長のみの判断だけでなく、議会運営委員会に諮るこ
とも必要な場合があると、こういうふう書いてあります。

私が何が言いたいかといいますと、8月19日の臨時会、そのときも申し上げました。今回の
案件については3年前の全協で説明をしたとは言いながら、やはりいくらか時間がたっているわ
けでございますから、我々といたしましても、少し丁寧に、6月の定例会のところで進捗状況な
りはやっぱり御説明をするべきだったろうと、こういうふうに反省もしているところでございま
す。

ただ、一方では、今少し議員必携も紹介をさせていただきましたが、我々執行部が議案を議会のほうへ送致した後の対応につきましては、これはあくまで議会運営の範疇に入るわけですから、その議事進行につきましては、議長であつたり運営委員会、議運の委員長さんの責任において進めていただくものだろうというふうに思っております。そこに全権が委ねられているということでございますので、そうした必要があるという判断をしておられたのであれば、そのときに我々のほうへ通告なりをしていただければ、当然その準備もしたでありましょうし、そうしたことを説明をすることは、やはりしなければならなかったというふうなことではないかというふうに思っております。

ですから、これまでの議会と執行部とのルール、約束事、さらには議事の運営等、これはやはり執行部でなくて議会運営の範疇の中でという理解の中で、我々は執行させていただいたつもりでございますので、その点についても御理解をいただきたいと思えます。

少し長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 議会運営の範疇の中でということで、議員必携を見られてという町長の答弁がありました。私もこの質問をするに当たり、議長をはじめ、また同僚議員にもこの質問をすることに当たって相談をしましたが、手法的にも今町長が言われましたように、何も間違っておりません。何も批判されるようなことでない、そのことは重々承知の上で質問をさせていただきました。ただ、我々は分かりますが、町民の皆さんが本当にさらっと聞いたとき、1億9,000万円の大事業を僅か2時間で採決したと、議会はどうなっているんだという批判は、必ず議会のほうに寄せられますし、また私のほうにももう既に聞いております。そのことを思いまして、私は、議員は町民の代表ということで、私たちは分かっておりますが、町民の皆さんは納得できないと思ひまして、この質問をさせていただきました。繰り返しますが、手法については間違っていないということは、私も重々承知をしております。

ただ、しつこいようですが、私が議員になる前ですが、同じような案件がありました。少し紹介させていただきますが、七日市小学校の工事であります。1期工事に4億4,000万円かかっております。1期工事が終わりました、その後、PTAの皆さん、保護者の皆さん、地域の皆さんからいろんな苦情が出ました。何度も教育委員会が現場に出向きまして説明会とかいろいろ行いました。新聞の広告にも出るような、また教育委員会との意見交換会がユーチューブに流されて全国に放送されたというような経緯もあります。

そのときも、1期工事で4億4,000万円をかけながら、いろんな水漏れとか、あるいは職員室が地下にあるとか、また排水が詰まって水浸しになるとか、そういうふうな、いろんな等々苦情が出て、改めて2期工事、また新築校舎を建てております。そのときに8億9,000万円

かかっております。併せて新築校舎1棟で済むところは2棟つくって1億3,000万円かかっております。このことも私が議員になる前でしたが、いろいろ調べましたが、どうも審議時間が短かった、最初はそうでなかったんだけど、いろんな補助金とか何とかの関係で、今新築をすればいろんな金利的に、支援的に有利なということで、余りにも短い時間でこの七日市小学校の新築工事を審議をして認めたというふうなことを聞いておりますし、私も議員になりまして8年前ですが、1回目の一般質問でそのことを質問したのを覚えています。

当時の町長も審議時間が短かったということは認めておられましたが、決して間違いではなかったということは言われておりました。

ただ、そういうことがあった、そういうことを教訓に生かしてもらいたい、無駄とは言いませんが、必要以上のお金をかけてやるのは絶対避けるべきということで、このときも短い、短期間での審議で七日市小学校の建設が承認されたということを聞いております。

同じこととは言いませんが、このたびの僅か2時間での審議と同じような経緯ではないかと思いまして例を述べさせていただきました。

先ほど町長からも決して間違いじゃないんだということ、議会運営の範疇であるということで説明を受けましたが、私は納得を半分ぐらいはしておりますが、町民の皆さんは果たして本当にこのことが納得できるかなということを疑問に思っております。

それでは、2番目の質問に移ります。

冒頭に言いましたが、10月で任期が切れる町長に対しまして、今後どうするのかということ質問をするのは、大変失礼かと思いますが、町長が既に2期目に向けての出馬表明、また公約といひましようか抱負を述べられておりますので、それを受けて質問をすることをお許しをいただきたいと思えます。

六日市学園の関連の施設は解体するのか、買取りをするのかということでもあります。この質問は、同僚議員からも今まで何回も出ておまして、その都度、なかなか非常に大きい課題なので、町長から、明確な回答がなかったようにも思いますが、実は、来年の3月で閉校になります、完全閉校になります六日市学園の建物とか跡地ですね、これが町長2期目になりましても、非常に六日市病院の公設民営化移行と同じように、非常に吉賀町にとりまして大きい課題であります。一番大きい課題ではないかと思っておりますが、なぜこの質問をするかといひますと、実は、令和2年度の社会医療法人石州会の事業報告書の中で、こういう記載があります。1月14日、六日市医療サービスとの賃貸仮契約により、借り入れている吉賀町有飯の医師住宅10棟及び単身用宿舎4棟62室について、突然契約解除通知書による明渡しの申入れがあったと。2月の20日までに石州会の意向を書面で求められるということでもあります。

石州会においては、当地域における住宅事情を考えると、代替の住宅確保、いわゆる医師住宅

ですね、医師の住宅であります。住宅確保は困難であり、明渡しは困難であることから、契約途中での解約には同意できないことと、売却を含めたほかの方法についての協議の継続をお願いしたということでもあります。

六日市医療サービスからは、もともとこの住宅及び宿舎は、旧六日市町からの誘致により、六日市病院を開設するに当たり、医療従事者確保に必要なことから、建設したという経緯を考えると、吉賀町が窓口として対応するのが本来の形であり、吉賀町と協議することを求められるということではありますが、それに対して、吉賀町は医療サービスと石州会との契約であり、町は関与できないと町のほうから回答があったというふうに記載されております。

現在、医療サービスとの交渉は頓挫しているが、早急に解決をしなければならない最優先事項であり、吉賀町を含めた三者で協議が持たれるというふうに記載されております。

つまり、町としては、これは六日市医療サービスと石州会との問題であり、町としては関与できないと、そういう回答をしたということでありあます。

それで、ちょっと私が調べてみましたが、六日市町史を調べました。そうすると、第3巻になりますが、当時、松原重次郎町長が昭和54年10月5日に六日市病院の誘致ということで、用地は六日市町が調達し、無償で貸し付ける、当時の香流会ですね、に無償で貸し付けるという締結をしたと。つまり、土地は町が無償で貸し付ける。つまり、これはここにも、先ほど述べましたが、吉賀町の誘致企業であります。位置づけは誘致企業と思います。その誘致企業の問題として捉えるべきだと思います。医療サービスと六日市病院との関係なので、吉賀町としては関与できないと。これを、私は賛成、反対は別としまして、吉賀町は関与ができないということは、少し無理があるのではないかと考えております。実際に今言いましたように、医師住宅と単身用宿舎4棟の立ち退きを、返却を求められております。

町長にお聞きしますが、現時点で町長のお考えというか、現時点でのこの状況について、また今後について六日市学園の本校舎を含めたもろもろの施設跡地についてどうするのかということ、現時点で分かる範囲で結構でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、六日市学園関連の施設は解体か買取りかということについてお答えをしたいと思います。

六日市医療サービス株式会社が民有地に整備した住宅につきましては、社会医療法人石州会と賃貸借契約を締結し、医師住宅や看護師寮として活用されていらっしゃいます。その契約期間は、物件により異なるわけですが、短いものでは医師住宅内のゲストハウスが今年で賃貸借契約が満了するために、医療サービス側から石州会に対し、今年1月に文書で契約解除の申出があったとの報告を受けております。

その後の状況につきましては、先般8月30日に開催されました山陰合同銀行、石州会、そして吉賀町によります三者会議におきまして、石州会から報告がございまして、契約切れとなったゲストハウスについては今年7月をもって医療サービス側に返還されていますということでございました。

その他の物件につきましては、契約期間満了が短いもので2年先となっているとの石州会からの説明でございました。医療従事者を確保するため石州会において早急な対策が必要でございまして、物件の中には空き家もあることや、今後、医療従事者が大幅に減少する可能性が高く、現在の住宅が全て必要かどうかは不透明でございます。

よって、石州会は今後どのような規模で病院、介護事業を進めていくのか、十分に検討を行いまして、現在、策定中の経営改善計画と整合性の取れた医療従事者用住宅の数が明らかになれば、今後の地域医療を守るため、必要な支援は検討する心づもりでございます。

令和4年3月に閉校となります六日市学園につきましては、町有地に建設をされておりまして、賃貸借契約上、学園事業を終了した場合、建物を解体し、更地にして町に返還する規定となっておりますので、現状のままであれば賃貸借契約満了のときにそのような対応となるわけですが、この施設につきましては、六日市学園閉校準備室より関連する施設を含め、町で利活用の計画があれば、譲渡も可能でありますので、検討を行ってほしいとの事前協議があったため、現在、役場の庁舎内で検討中でございます。

現在、多くの町施設を抱えておりまして、また老朽化し、大規模改修も必要となる施設も複数存在する中でございます。六日市学園といった大規模施設を新たに保有するということは、明確な使用目的と確実な管理運営に関する計画等が必要であり、検討に時間を要しているところでございます。

しかしながら、閉校期限も迫っており、早急に方向性を出さなければならない状況にありますので、町以外の引き取り等を含めて、利活用について引き続き検討をさせていただいて、六日市学園の閉校準備室と協議を重ねて、結論を出してまいりたいというふうに考えております。

現状において、具体のお答えをすることができない状況ではございますが、その点はもろもろの案件でやっぱり調整が必要だという中で、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、活用について検討しているということではありますが、この事業報告書に書かれております医療サービスと石州会との契約であり、町としては関与できないという回答については、これは現在は町も関与して協議していると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） その文面をどうした意図といたしますか、趣旨なのかというのは、我々にはちょっと分からないところも当然あるわけでございますが、本来的には石州会と医療サービス側とのやはりその民間同士の契約でございますので、第三者となります町がいきなりそこへ入り込んでいくのは、これはやはり規則的にいかなものかというようなことがございましたので、まずは当事者のところで御協議をしていただきたいということでございます。

とは言いながら、先ほど申し上げましたように、医療サービスのほうからもアプローチはあるわけでございますので、町のほうが、いやそれはもう関与しないよと、関りを持たないよというふうな、当然それはなりませんし、そもそもが無償で貸付けをした土地の上に存在するこれだけの大規模なものでございますので、その関連付属施設も含めて、町のほうで協議をしていかなければならないというのは、これは当然なことだというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） よく分かりますが、今の石州会の財務状況を考えますと、とてもこれを解体して、解体費用まで持って返却をするということは、いくら考えましても、私は無理だと思います。やはり、先ほど言いましたように、もう古い話ではありますが、誘致企業として町が関わっている以上、やはり誘致企業ちゅうのは町長、明確ではありませんが、町史を見たら無償で六日市町が香流会のほうに無償で土地を貸し付けるという契約を結んだということを、町史に残っております、477ページであります。そういう事情があるのであれば、やはりここは医療サービスと石州会との関係ではありますが、町もやはり少なからず避けて通れないどころか、親身になって今後のことについて協議の中に入って、中心的になってやらないと、今の石州会ではどうにもならない案件だと思いますので、先ほど町長が町としてどういうふうにしたらいいのかということを検討しているということを、町として、町の中で検討しているということを述べられました。ぜひその検討を、医療サービス、石州会の中に入りまして、やはりいろいろ協議をしていただきたいと思います。

この件は、町民の皆さんが学園が閉校になったら、あの学校とか寮とかいろいろどうするんだという声を随分聞いておりますので、そのことについて、また町も関与して協議をお願いしたいと思います。何かありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） すみません、割って入りまして。私の聞き間違いかも知れませんが、先ほど、桜下議員が言われた中に、学園の解体のことを石州会というふうにおっしゃったというふうに、私は受けたんですが、先ほど、私も申し上げましたように、土地の無償貸付けをしておりますのは、町と学園との契約でございますので、そこには社会医療法人石州会には、これは関与はございません。ですから、仮に、仮にという話で申し上げますが、跡利用がなくて、町もこ

の建物は要らないということになれば、契約の趣旨に沿って更地にして返していただく、じゃあその更地にする作業、解体撤去も含めて更地にして返していただく作業はどちらかというと、石州会ではなくて六日市学園ということになりますので、そのところは、多分御理解をいただいているかと思いますが、誤解があつてはいけませんので、改めて申し上げておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 十分に御理解をしております。あえて質問をさせていただきました。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。これも任期切れの町長に質問するのは大変失礼と思いますが、あえて質問させていただきますが、同じく六日市病院の支援につきまして質問させていただきます。

現在、御存じのように、令和6年度からの公設民営化移行に向けて、あり方検討会議、またコンサルタントも入り、経営改善計画書を作成中ということではありますが、昨年度の決算状況を見ますと、赤字幅が約3,000万円ぐらいに圧縮されております。これは、コロナ禍に対して、コロナ対策で国からの特別支援と、それと個人の、個人というのは、亡くなられたとかいうんじゃないで、全く個人の方の寄附があつた、そういうこと、もちろん町の支援もありますが、そういうことにもろもろ含めまして、赤字が約3,000万円ぐらいに圧縮をされたというふうに報告がありましたが、このコロナ対策についての特別支援につきましては、全く不透明であります。また、個人の寄附も全く不透明だと思います。

それと、赤字が従来どおり1億円に近いような数字が出るんじゃないかと思いますが、公設民営化移行への条件の一つとしまして、収支のバランスが取れているというのが条件の一つに上げてあつたと思うんですが、非常に厳しい状況ではあります。今年度、令和3年度以降、公設民営化までの病院に対しての財政的な支援につきまして、現時点で分かればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、六日市病院の支援についてということでお答えをしたいと思います。

社会医療法人石州会六日市病院への財政支援につきましては、現時点におきましては、令和2年3月の本案件に関する議会での御意見を尊重させていただきまして、国の特別交付税制度を活用した第5次の社会医療法人石州会六日市病院支援計画に基づく支援を現在、実施をしているところでございます。

この計画につきましては、国の算定基準額の改定がなされ、新型コロナウイルス感染症の影響による減収分を補填するための3,720万円を追加し、支援するよう、今9月の定例会のほうへ補正予算として上程をしております。今後も石州会に社会医療法人の責務である公益性の高

い医療を担っていただくため、支援を続けてまいりたいと思います。

この計画の中では、いわゆるその単価が改正になった部分はしっかりそこを補填をしようという計画で今、策定をしておりますので、今回のその措置につきましては、不採算地区部分の単価改正が上積みをされましたので、それを町のほうが責任を持って支援をしようということでございます。

特別交付税で措置をされるとはいいながら、これも数年前に制度改正をされまして、100%まるまる特交で見えていただくということにはなっておりません。形の上では特別交付税になっておりますが、そのうちの80%がおおむね特別交付税で残りの20%については一般財源、いわゆる町の持ち出し部分、真水の部分を投じて支援をするということでございますので、そうしたつくりの中で、町といたしましても本当に厳しい財政事情ではございますが、どうかこの地域医療の灯を消すことはできないという思いで、そうした20%の、いわゆる真水の分、一般財源も投じて支援をさせていただいているということを、どうか御理解をいただきたいと思っております。

それから、公設民営化については、6月議会の全員協議会で説明しましたとおり、来年3月に石州会から提出をされます経営改善計画書の内容によって評価する考えでございます。その後の追加の財政支援につきましては、町財政の持続可能な範囲内で必要と判断をした場合、議会の同意を前提に実施してまいる所存でございます。

いずれにしても、現在、策定中の経営改善計画の内容とその確実な履行が大きく影響をするものでございますので、社会医療法人石州会の一層の主体的な取り組みを求めなければならぬというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、3番、桜下議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時44分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 大庭です。私は5問の通告をいたしております。

初めに、町財政はということで、町を取り巻く財政の見通しはということなんですが、コロナをはじめ、病院、ゆ・ら・ら、税込減など、厳しいものがめじろ押しであります。今後の見通し、計画等がありましたらお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大庭議員の1点目でございます。町財政はということについてお答えをしたいと思います。

まず、当面の財政運営は、新型コロナウイルス感染症への対応として、昨年度来感染症予防・拡大防止対策、経済支援対策等を実施いたしまして予算化しておりますが、財政の面では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を軸として進めているところでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済環境の悪化による税収減も見込んでおりますが、国の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金もあり、現時点では財政が不安定な状況ではございません。

しかしながら、本町の歳入は地方交付税に大きく依存しておりまして、新型コロナウイルス感染症の終息や社会経済活動への影響も見通せず、来年度以降の国のさらなる財政対策も現時点では不透明な状況でございます。

今後の見通し、計画等でございますが、毎年度中期財政計画を策定し、その時点で把握できる前提条件を基に中期的な財政収支の見通しを立て、将来を見据えた財政運営の参考としていただいております。

令和2年度の中期財政計画では、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響による税収減や、消費税交付金の減収等を見込んでおります。

さらに、六日市病院の件につきましては、公設民営化の移行時期が明らかではないこと、また、町財政に与える影響が極めて多大であるために、中期財政計画の目的である将来の財政の傾向を捉えるための基礎的な財政計画とするために、補助金による推計としていただいております。

新型コロナウイルス感染症への対応、六日市病院の公設民営化、公共施設等の老朽化に伴う対応、そして社会保障、災害防災対策など大きな歳出を伴う課題は多数ございます。

一方で、地方財政は地方交付税をはじめとした国の制度に大きく左右されることから、国や県の動向を注視し、中期財政計画により将来に向けての傾向を捉え、同時に行財政改革に取り組むことによって、健全な財政運営を行ってまいりたいというふうに考えていただいております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） コロナの影響とかで、令和2年度の税収源なんかはかなり厳しいような状況と言われていましたけど、特に六日市病院が今後、令和6年を目安に公設民営化ということですが、公設民営化になってくると、先ほども町長言われましたんじやが、20%が町の負担になるんだろうと言うてましたんじやが、20%いうてもかなりの病院のものは結構高いものもあるし、まず建物自体も悪いし、いろんなものがありますよね。

その辺でかなりの出費が要請されると思うんですね。その辺で、かなり持ち出しが厳しい

ものとなると思うんです。

それとか、ゆ・ら・ら、これもかなり厳しい運営がされておるし、また、いろんところが傷んでおるし、その辺でもかなり支出が増えてくると思います。

それとか、先ほど言いましたように税収減が予想されるということもありまして、町の財政がますます厳しくなることは必至であると思います。

この辺で、果たしてそれで、そうなったら、そのまま置くわけにもいかないし、やっぱり町として何かを蓄えるか、あるいは稼ぐというのもちょっと何ですが、そういうことも行わなければならないと思いますいね。その辺で、町としてやはり何か計画、そういったものがあれば、ちょっとお知らせ願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 税収のことが最初にお話がありましたが、今年の中期財政計画の説明を全協、今年の3月に説明を担当のほうからさせていただいたとおりでございますが、そのときにはかなり税収、これまでもそうなんです、より一層税収を厳しく見込んでおります。町民税の個人も法人もですね。それから、温泉の話もございましたが、入湯税に至ってもそうでございます。

先ほど答弁いたしましたように、地方消費税の交付金についてもしかりでございますが、そうしたところをかなり厳しめに見込んだということでございます。

それから、今年度の当初予算は3月のところで議決を頂きましたが、一般会計で約71億円なんです、そのうち町税がどのぐらいかといいますと、僅か4億7,000万円足らずということですから、率にいたしまして6.6%ぐらいです。

本当はこれがどんどん伸びてくればいいですし、このコロナ禍によって、この金額が下がらないようにするのが一番いいわけでございますが、この4億7,000万円相当の金額がどのぐらいかといいますと、今年の2月の人口が6,111人なんです、これで割りますと1人当たりの町税負担というのは7万8,000円ぐらいなんです。

昨年と比較すると1万1,000円ぐらい落ちた、こうした状況の中で当初予算を編成をしたと。

一方、歳出もかなり切り詰めた予算編成をさせていただきましたが、同じように歳出全体のその総額を、先ほど言いました人口の6,111人で割り込みますと、1人当たりの1年間の要するに町の予算をどれだけ使うかということで申し上げますと、約117万円なんです。

ですから、税収はどんどん下がってくる、一方では町民1人当たりに対する支出が増えてくるということで、真逆の状況でございますから、これを少しでも抑えていく、できればこれを好転をさすというのが一番いいわけでございますが、まずこうした状態の中で予算編成もさせていた

だいているということでございます。

通告にもありますように、そうした状況の中にあっても、コロナのことをはじめ、あるいは病院とか温浴施設とか、様々なことについて手を施していかなければならないという状況でございますので、やはり、毎年策定をいたします中期財政計画で、向こう10年間をしっかりと見越した上で、当該年度の予算編成に当たっていかなければならないということでございます。

その打開策はというようなお話でございますが、現状は、なかなか名案というのは浮かんできません。ただ、稼ぐということで申し上げますと、我々の自力でということになると、やっぱりそこは、ふるさと納税とか、そうしたことになるんだろうと思います。これもまだまだ伸び代がある部分でございますので、いろいろ知恵を出して頑張っていかなければならないかというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、いろいろな要件で厳しい状況はしばらく続くんだろうと思います。ですから、ここをしっかりと踏ん張って、次の新しい展開ができるように努力していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） なかなか打開策が見つからないというようなことでもございましたけど、先ほど申しましたが、ふるさと納税の中に返礼品としていろいろあるんですが、そこにお試し住宅を1年間返礼品としてお貸しするとか、返礼品もいろいろ工夫すればいろいろなことがあると思うので、そこら辺はもっと伸び代としてやっていくべきだと思います。

また、吉賀町にはたくさんの自然の中であるんですよね、いろんなものが。例えば、金山谷の溪流の施設とか、あっくら辺がもっと整備すれば物すごくええとこなんですけど、その辺がずっと放ってあるという、そこら辺もやれば絶対にええ方向になるということを検討すべきではないかと思います。

また、前もあれでもありましたように発電所の建設なんかも、火力発電とかそういうのは今後難しいので、風力とか水力とかそういったものでしょうけど、特に風力なんかは、山のでっぺんに建てるのであまり影響ないので、これは町独自で計画してやればいいこともあるので、そこら辺もいろんなことを検討してほしいと思います。

以上で、最初の質問は終わります。

2番目の、町施設のバリアフリー化はということで、主に集会所、公民館のバリアフリー化はいまだできていないところがほとんどでありますけど、今後の計画等はあるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして町施設のバリアフリー化はということについてお答えをしたいと思います。

バリアフリー化の推進につきましては、吉賀町障がい者計画に、「障がいのある人が地域で自立した生活を送り社会のあらゆる分野に積極的に参加していくため、社会の中にあるバリアを取り除くことが必要なため、身近な道路を建築物等の公共施設を安全・快適に利用できる住みよい福祉のまちづくりを進めることが重要」との基本的な考えをうたっております、併せて、バリアフリー新法、建築基準法、島根県ひとにやさしいまちづくり条例に示されております整備基準により、障がい者等に配慮された施設整備に取り組んでおりますが、全て改善されているとは言えない状況でございます。

御質問の集会所のバリアフリー化につきまして担当課で調査しましたところ、全ての集会所は靴を脱いでの利用となっておりますので、完全なバリアフリーになっているところはございません。部分的になります、玄関に何らかの対策をしているところが17か所、便所、トイレなどに手すりを設置しているところが38か所ございます。自治会館についても同様でございます。

それから、選挙の際の投票所や地域行事等に活用されることから、町で整備したものや、自治振興交付金等の財源を活用し地元自治会が自主的に改修した集会所もありますが、建築からかなりの年数が経過した施設が多く、最近新設されたものと比較するとバリアフリー化が進んでいないのが実情でございます。

公民館につきましても、令和2年に新設された朝倉公民館を除きバリアフリー化は進んでいません。その利用として、施設自体が過去の基準等に適応したものであり、老朽化も進んでいることから、バリアフリー化の推進が困難であるためでございます。

しかしながら、現状のままでは、計画にありますように障がい者をはじめ、誰もが地域での活動等に自由に参加できるまちの実現には至りませんので、今後新たに公民館の施設改修等を検討していく中で、誰もが快適に利用できる施設となるよう整備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 特に集会所、公民館等に、私も障がい者であり、入るのに椅子に座って靴を脱いで、それからやらんと絶対に靴も脱げないという状態なんです。その辺で、町長も障がい者の立場ちゅうのがまだまだ理解できないところもあろうかとは思っています。

そこら辺で、ぜひ、入ることすら、集会所にしろできんという現実があるんです。そこら辺もぜひ御理解を願いたいと思います。

それから、少しリハビリのため町道を歩いたりしているんですが、町道の舗装が悪いので、凸凹があり、そこに引っかかってこけそうになること、これも何度もあります。そういうことも含めて、いろんな面で、難しい問題ではありますが、ぜひ進めてほしいと思います。

次、3番目の蔵木公民館の早期建設をということで、現在の公民館は古く、耐震構造もなく、

トイレも狭く、とても不便であります。同じ時期にできたものは既に建て替えられて運用もされておりますが、片や計画すらできていないという、こういう状況がありますので、今後、公民館を主体としますます活動を進めていくのに何かと不便を強いられる。町の姿勢をお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして蔵木公民館の早期建設をとということでお答えをしたいと思います。

町内の公民館施設整備につきましては、平成29年3月に策定いたしました「吉賀町公民館施設整備基本構想」により整備を進めています。この中で、蔵木公民館については、今後の方向性として、「老朽化が進行しているため建て替えまたは代替え建物への移転が必要、周辺の公共施設等諸事情を鑑み、建て替えまたは移転を再検討とする」というふうになっております。

周辺の公共施設として旧蔵木中学校校舎がございます。現在この利活用について地元と協議中でございます。学校統合以降2年間、蔵木地区自治会長会を中心に協議を重ねていただきましたが、結論には至っておりません。しかし、地域の声として、公民館として利用するという意見が多かったとの回答を頂いております。

今後、旧蔵木中学校校舎の利活用について、公民館として利用することも含めて、再度教育委員会や蔵木地区の住民の皆さんとで検討組織を立ち上げ議論をしていくことになっております。

いずれにしても、旧蔵木中学校校舎の利活用の方向性がはっきりしないことには、この蔵木公民館の改修、あるいは建設、こうしたことには結論が出せないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 旧蔵木中学校を活用することも検討に上がっているということなのですが、旧蔵木中学校もかなり建物が古く、また、公民館としてやっていくには、かなりの整備が必要となると思います。また、中身をどうするかということも含めて、いろんなお金がかかると思います。

そこら辺で、私がどうこう言うのも何ですが、私は建て替えてもらったほうが、同じぐらいのお金が必要なので、そこら辺はちょっともう一度検討もすべきだと思います。

次に、4番目の町道と隣接する谷のその後の経過はということで、町道二ノ宮線と隣接している林谷川の陳情をしておりますが、その後の経過を、沿線の人たちは不安の日々や不便の生活を送っておりますが、一日も早い改善をお願いしたいのですが、その辺の経過をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして町道と隣接する谷のその後の経過はということで

お答えをしたいと思います。

令和2年1月23日付で、蔵木自治会より町に対しまして、町道二ノ宮線の道路改良工事及び林谷川の改良工事に関する陳情書を御提出いただいたところでございます。また、町議会におかれましても、同年3月の定例議会において採択をされました。

こうした要望を受けまして、町といたしましては、町道二ノ宮線の道路改良工事につきましては、できるだけ早く対応をしていくことを基本としながらも、町内の要望状況及び予算状況を見ながら、整備への検討を進めていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、林谷川についての御要望につきましては、河川の状況を考慮し、緊急性を要します浚渫工事、いわゆる堆積土の除去作業の工事を発注する手続きを現在進めております。入札につきましては今月の下旬を予定をしているところでございます。

一部未整備の護岸整備につきましては、全体予算の状況との調整を図りながら、来年度において工事が実施できるように、担当課の協議も含めまして進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 特に河川に関しては、とっても緊急性を要し、また、町民も特に不安を感じておりますので、早急に、堆積物もやるということでございますが、果たして、狭い谷なので、そこをうまく流れるかという、そこら辺も含めて検討をもう少ししてほしいとは思いますが、よろしく願いいたします。

次、県道の整備をということで、県道の整備ですが、今回は特に歩道の整備についてですが、歩道のないところがまだ何か所かございますが、この問題は以前に質問をしておりますが、そのときには、順次六日市側から始めてもらうような御指摘がありましたが、その後一向に始める気配もなく、その後の経過は何年も経過をしているので、その状態で一部狭いカーブ等がありますが、この辺も難しいところではありますが、この調子でいくと初見までは何十年もかかり、なかなかできないのではないかと思うんですが、もっと早いペースでできないのか、そこら辺も含めて要望をしてほしいんですね。

特にあの県道は、ヨシワ工業とかいろんなものがあり、また、広島に抜ける道でもありますし、バイクとか、あるいは大型車両などがどんどん通ります。そこら辺で、通学者も歩道がないところなんかは特に危ないと思います。そこら辺を含めて、ぜひお願いしたいんですが、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして県道の整備をということについてお答えをしたいと思います。

今回も主要地方道六日市錦線の歩道設置に関する御質問でございます。議員のほうからは当該

県道の歩道の必要性を訴えられまして、何度も御質問を頂いているところでございます。

町といたしましても歩道設置の必要性は重々理解をしております、道路管理者であります島根県に対しまして、鹿足土木協会を通じて歩道設置の要望をしているところでございます。本年も、先般8月の4日に島根県庁に出向きまして、知事をはじめ、関係先への要望活動を行ったところでございます。

島根県といたしましても、有飯橋の上流部側面に歩道橋を架設する事業を進めておりまして、今年度工事を実施する運びと聞いております。

今後も歩行者の安全確保のため、鋭意要望活動に努めてまいりますので、ぜひとも地域住民の皆さんと一体となった御支援、御協力を頂きますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 有飯橋の、もうちょっと詳しくお願いしたいんですが、どこですかいね。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 個別の箇所の有飯橋ということで申し上げましたが、私よりも担当課長のほうが詳しくございますので、建設水道課長のほうから御説明を申し上げたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、有飯橋の歩道橋の件につきまして、私のほうから御説明させていただきたいと思っております。

有飯橋、今、コウヤマキギャラリーがございます。あそこに架かっている県道の橋でございます。

今現在、橋の中に歩道が下流部に設置をされておりますが、ずっと工事を進めてまいりまして、有飯地区の歩道につきましては、六日市を背にいたしますと、蔵木のほうを見ますと、左側に新しく設置をしてまいりました。そういった動線をきちんとするというところで、有飯橋の上流側に新しく歩道橋を架けるという工事を、この秋から進めていくという話で聞いておるところでございます。

橋につきましては、年度内ということはなかなか難しいようでございまして、年度が明けて早々で完成をしていくという考えのようでございまして、それにつきましては今回の工事で大体終わっていくんだというふうな話を聞いているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 分かりました。

有飯橋の橋ちゅうのはちょっと短い間ですが、そこも歩道がないと思うので、それも必要かと

はと思いますが、歩道が右側にあったり左側にあったりとか、いろいろあるんですいね。しかし、そこら辺も一本化にできないのかということも前から思うておりましたが、それもぜひ検討をしてもらいたいということと。

あと、歩道の整備が、有飯橋をやるということだけで、今後どうするのか、その辺が一向に見えんのですいね。初見新田までできていないという現状はあるんですいね。中に、部分的にはできているところもありますが、その辺が、町長、どう思われるんか、ここで何回もしますが、県には言うておる、お願いはしている、そういう回答しか得られないのですが、その辺を再度お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 何回も御質問頂いて、何回も同じような回答になって大変恐縮なんですが、あくまで道路管理者は島根県でございまして、我々といたしましては、こうした地元からの要望を県のほうへ届けるといふ、そして、そのことを陳情なり要望をするといふ、この作業しかできないわけがございまして。

道路管理者のほうでいかような計画を立て、いかような予算をつけていつ頃実施をするといふその球は島根県が持っているわけがございまして、我々といたしましては、こうして再三再四お話があるといふことを島根県のほうへ届けさせていただいているところでございまして。

今年の8月の4日に行いました鹿足土木協会の要望活動の中でも、とりわけ六日市錦線につきましては、小さな拠点づくりでの道路の整備もしかりでございまして、加えて、今御指摘のあります交通安全施設についても継続、そして、新規のところを含めて要望をさせていただいております。

それから、別件でございまして、蔵木地区の自治会長会のほうからも、今年6月には川の関係で要望書を頂きました。これも県のほうへ届けるといふことで、先般、津和野土木事業所のほうへ出かけていって、地元の皆さんの思いを所長のほうへ伝えさせていただいたといふことでございまして。

なかなかその権限がない吉賀町でございまして、全て島根県でございまして、事あるごとに再三再四要望活動を続けていく以外には方法はないといふふうに考えているところでございまして。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほど言われました高津川の件でも、要望がありましたところは、有史以来一度も触っていないんですいね。そこら辺もどう言うんか、こんなことがあっていいのかといふぐらい不思議に思います。

また、県のやることなのでこちらは言うことしかできないとありますが、前にも言いましたが、町長の言い方の問題であって、きつく、強く言えば、やっぱり県もそれなりの対応をせざるを得

んと思います。どうかぜひ、きつく、強くお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 要望の仕方手法も、それはコツがあるのかも分かりません。まだ私は1年生でございますので、まだそうした要領を得ないところも多分にあるんだろうと思います。

ただ、私は常に心がけているのは、こうして地域の皆さん、議員の皆さんからお話のあったことは、漏らすことなく誠実に県のほうへお伝えをさせていただいているというふうに考えております。

きつく言うことをもって要望活動が成就するのであれば、私は幾らでもきついことを言うことはできます。要望活動はそういうもんじゃないと思います。やはり、冷静になってしっかり現状を伝えて、先方さんにその思いをやっぱり享受していただく、ここだろうと思いますので、私は極力そうした手法は使わずに、冷静に確実に皆さんの思いを伝えていくという作業をさせていただきたいと思います。

それから、川の話でございます。蔵木の自治会長会のほうからありましたものを、先般9月の1日に、先ほど言いましたように津和野土木事業所のほうへ要望書として提出をさせていただきました。具体的には、蔵木の利光橋から重則橋までの間の河川改修ということでございました。

私も現地のほうを何回か確認をさせていただきました。先般の大雨で、下流にあります重則橋の少し上流のところ、川の右岸側が土砂がえぐれております。そうした状態で危険な状況にもなっておりますので、先日9月1日には建設水道課長と事業所に出かけて要望活動をさせていただきました。

所長のほうからは、まずは災害復旧事業に取り組むということと、それから、いわゆる野ざらし状態になっているその河川の中については、樹木の伐開等、こうしたことからまず着手させていただきたいというような回答も頂いておりますので、あとはその着工が少しでも早くできるように期待をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 強く言うことばかりが相手に伝わりやすいということ、それはそうかもしれませんが、それなら、まだ、どういった言い方、あるいは工夫をして、相手に伝わるような言い方をしていないということになりますので、ぜひ、蔵木の川も道路も、本当に未整備であると、その辺が問題なんですすね。その辺が県に伝わっていないと私は思います。ぜひ頑張って伝えてほしいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、8番、大庭議員の質問が終わりました。

ここで5分間休憩し、4番目の通告者の質問も40分から再開しますので、お願いします。休

憩します。

午前11時34分休憩

.....
午前11時40分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は3件通告していますが、まず災害対応についてということでお伺いします。

避難行動要支援者と支援者の情報共有をこの前の柿木での町政座談会で質問された方がおられました。そのときに明確な答弁がなされなかったということでこの質問をさせていただきます。

要支援者の情報がどこにも伝わっていないという内容だったと思いますが、防災マップでも警戒レベル3で避難準備、高齢者等避難開始が発令されます。そのときに避難に時間を要する人とその支援者と書いてあります。そしてマイ・タイムラインという防災行動計画があり、一時避難場所そして指定緊急避難場所というふうに避難していくようになっていますが、状況によってはそこに時間差がなくレベル3、4、5と状況が変わってくるのではないかと思います。そうなりますと、レベル5、災害発生情報が発令されますと災害時要支援者と援護者とかになってくると思うんですが、ここには名簿に登録しとあります。

避難支援等関係者等レベル5になりますと支援者との情報共有も必要になってきて、支援者も1人ではなく数人必要なときも出てくるのではと思います。そのためにも要支援者のタイムラインについて共有していることが必要になってくると思いますので、改めてここで質問し、そういう体制ができているかということをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の1点目、災害対応についてということで、まずは避難行動要支援者の件についてお答えをしたいと思います。

地震や台風、豪雪をはじめ様々な災害に対して被害を最小限に抑えるためには関係者や関係機関との情報共有は重要であるというふうに考えております。

避難行動要支援者名簿につきましては、令和2年2月にこれまで作成しておりました名簿の更新を行い、その名簿を基に自ら避難することが困難である方から優先的に個別支援計画を策定する方針としました。

策定基準として、「立つことができない、音が聞こえない、物が見えない、医療電源を必要とする酸素吸入等の在宅療養者」の方のうち、同意をいただいた総数86名の方の個別支援計画を策定いたしました。

策定に当たっては、日頃から関わりのある吉賀町社会福祉協議会の介護支援専門員、よしかの里相談支援員が計画策定に関わり、親族や近所の方等の身近な支援者が緊急時の連絡先または緊急時の避難を支援していただく方として協力をいただいています。協力をいただく方に対しましては、保健師等が個別に訪問し災害時対応の御理解をいただいたところでございます。

今後の動きについてでございますが、支援計画策定から1年が経過し名簿の更新や計画書の見直し作業が必要でございますので、これから適宜更新を行いまして、それと同時に民生委員、児童委員等への関係者の皆様に情報提供を図って共有化を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

行政として1人で避難することができない要支援者が避難できずに、犠牲となることがないように避難の実効性確保に向け継続して努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） なかなか支援する人となってもそのときによってやはり1人では対応できないときがあったり、いろいろと状況が変わったりしたら防災マップにも避難支援者が被災するなどにより支援を受けられない場合もありますので確実な避難を約束するものではないと書いてあります。ということはやはり複数の人も支援者として登録しておいてあげるべき、そして、そのことを要支援者に伝えておくことが大事ではないかと思っております。

次に、令和元年12月議会で質問したんですが、七日市火災での消防水利、このことについて質問したんですが、これが改善されたかという質問なんですが、町内の皆さんも特に七日市地区の皆さんはとても心配されておられます。そのとき、12月の議会で私、河川進入路を作っておくと消防水利としてもほかのことにも利用でき、また地形的にも高尻川だとそこにできるのではないかと思っております。

七日市地区は水路も何本か通っていますが、やはりそういうことも点検し水をどこで回してくるかとかという作業も入ってくると思うんですが、七日市地区には住宅もですが小学校、中学校、高校等があり、本当に水利を確実に点検し確認しておくことが必要ではないかと思ってこの質問をしましたが、その後、こういう水利について改善されたかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、七日市地区での消防水利ということについてお答えをさせていただきます。

御承知のとおり下七日市大規模建物火災の発生後に意見交換会を行いまして、消防水利や消防団員の招集方法、それから資機材の管理等の改善や行政としての関係機関、団体との連絡調整や様々な形での支援が検討材料として出されておりました。

このことにつきましては、令和2年の第4回の町議会の定例会の全員協議会のところで、その火災の総括という形で資料提示もさせていただいて御報告をしたところでございます。

その中で意見交換会の内容を報告しておりますが、関係者が互いに課題を抽出いたしまして再発防止、それから発生後の対応、それから生活再建、こうしたことに対する貴重な御意見をいただいで、それぞれで課題を整理して各団体あるいは機関において鋭意改善をいただいでおるといふふうに承知をしております。

とりわけ町のほうで、消防団のことについてでございますが出動体制の見直しと消防車両、それから機械器具点検業務の見直しを行うとともに消防水利の点検と修繕などを直ちに行っております。

出動体制につきましては、これまでのいわゆる段階的な部分を幾らかコンパクトといいますか迅速に対応できるように簡潔明瞭に出動体制をするというような形になったのだらうと思います。残念ながら、その後も火災が起こっておりますので、それ以後のところは新しい出動体制の中で対応しているということでございます。

それから全体的な見直し、特に七日市に限定してということには、当然、危険度はどこも同じでございますので、その辺を御理解いただきたいと思いますが、全体的な見直しや点検から本年度の当初予算で計上しておりますとおり消火栓の修繕工事、それから防火水槽の改修工事、これはほかの議員のほうから町内数か所の防火水槽のいわゆる維持管理のところで御指摘をいただきましたので、こうしたところの修繕に係る予算を措置していただきましたので実施をしていくという予定でございます。

それから、消防用の資機材につきましては消防用のホース、全部で80本を今、購入予定でございます。火災それから災害活動において円滑な活動の確保を行いたいというふうに今、準備をしているところでございます。

経年劣化もございまして、特に新しいものを火災現場に持っていっても舗装したところを転がしたり、あるいは林野ですと切り株の上でホースを転がすわけですから、もう必然的に穴が開いたり、あるいは水圧によって水が噴き出る、こうしたことは間々あるわけでございますが、そうしたことも改善をさせていただきたいということで、今、総数として80本の消防用ホースの購入の準備を進めているところでございます。

それから、消防団にかかわらず各団体において課題が抽出されまして体制や制度の見直しが実施されております。今後、同様の事案の再発防止を図るということはもちろんでございますけど、不幸にして発生した場合にも、今回、その被害を最小限にとどめること、そして被災後のよりよい対応策を講じられるように、今回のこの七日市の火災を教訓として今後に生かしていかなければならないというふうに思っております。

個別に、今、議員のほうからは河川への進入路の話がございました。これは非常に有効な手段だと思います。特に旧柿木村では河川から堤防にスロープでいわゆる消防車両だったり、それからポンプを設置して水利を確保するというものであちこちにあるのは私も承知しております。これを七日市でもというお話でございまして、これはやはり河川のそれこそ管理者との協議であったり莫大な経費も必要でございまして、これは一つの課題として我々持っているわけですが、まずは今できることの対応ということで、先ほど少し御紹介をさせていただきましたが、ハード、ソフトのところで、この火災以降のところで検討させていただいたり実施に移したというような事例を御紹介させていただきました。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） この後も支流内の立木や堆積物の除去等のところでも、また今の進入路の話をさせてもらうんですが、やはりいろんなところで使えると思うんです、この消防水利だけでなしに車が川に入れるというのはやはり一番大事なことで、今もあちこちで工事されていますが仮設で全てそのようになっていると思うんです。ですから進入路は常設でできるのではないかと強く思っております。

同じく浸水対策についても質問しましたが、大型土のう等を使って、まず浸水があると復旧に取りかからなくてはならないと思っております。仮設で進入路等を作っていくことになると思うんですが、浸水を止めて道路の確保をすると、町内に資材と機材を保有し効率的に展開できるように想定し実施訓練をすると、問題点と改善点を洗い出し実施訓練を繰り返すと、このことは町内の建設業者と連携しタイムラインとかいろんな作業工程を作っていくべきだと思います。

除雪計画があるように、いろんな雪を想定して除雪計画も作られていると思うんです。そのときにその計画に沿って除雪の機材等も検討されていると思います。この浸水に対してもやはり復旧対策、これも同様に想定して町内に保有しておく、資材として大型土のうや根固め袋、フィルターユニット、その中に詰める玉石とか砂とか砕石とか、そういう材料、そして鉄板、大型の発電機、大型の水中ポンプ、機材としてやはりクレーン車、トラックと油圧のショベル、これがほとんど今の町内の建設業者にはあると思います。これをどのように連携して実施できるか、やはり訓練をして業者にお願いし町内そろって連携して作業をすると、除雪と同じようにこういうこともちゃんとやっておかないと、復旧が何日経ってもできないというようなことになるのではないかと思っております。まず訓練を実施して確認することが大事ではないかと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これにつきましても、しばらく前の一般質問の中で御意見をいただいたところでございます。具体のお話もございました、浸水対策という観点から大型土のうであった

り、それからフィルターユニットであったりということで、私も大型土のう、トン袋は承知しておりましたがフィルターユニットというのはどういうものかというのはあのときに初めてお伺いをして、ネットでいろいろ検索してみてこれがそうなんだなということで、まさに水をまず止めるというところでは非常に効果があるんだろうというふうに思っております。

今、御提案のあった大型土のうであったり、それからフィルターユニット、こうしたものは幾らか我々常備、非常備で持っておりますような通常のタイプの土のうとは全く物が違いますし、それから用途も違うんだろうと思います。まさに大規模災害等を想定してというところ、そうしたときの応急対策用ということだろうと思います。

それを当然、活用するためには重機等の手配も必要になるということでございまして、それではこれがすぐ準備できるかというとなかなか行政だけの手に負えるものでもございませんし、やはりやれば関係者の御協力をいただかなければならないということでございますので、これは御提案をいただいた前回は今回もそうでございますが、こうしたことも想定しながら、これが可能かどうかも含めて今後の検討材料とさせていただきたいと思っております。前回から御提案のあった内容については我々も重々承知をしておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 除雪計画と同じようにやはり前もって準備しておくことが災害にすぐ対応できるのではないかと考えております。

次に、高津川の河川内や支流内に立木や堆積物があり心配されております。これは河川は県の管理と思いますが、昨年11月にも吉賀町議会として県に町内危険箇所調査ということで協議されております。住民の生命、財産を災害や事故から守るため早急な対応をお願いしますということで協議されております。

その中で、河川関係13件の中で河川敷内の立木や土砂の除去が8件要望されております。町内各地で除去作業もされておられますが、まだ全域にわたり立木や堆積物が確認されています。早急に災害を防ぐ対応をしてもらいたいと思っております。

このときに、先ほども申しましたが河川の進入路等があると仮設なしで進入できます。またいろいろな効果もほかにもあると思うんですが、併せて対応されるようお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 1級河川高津川内の立木、堆積物の除去の話でございます。先ほど議員さんの一般質問にお答えをさせていただきましたが、これは毎年のように、今年で言いますと8月4日、鹿足土木協会で県知事をはじめ県議会、そして土木部長に対しての要望活動をさせていただきました。

その中のまた大きな柱として河川のリフレッシュということで御指摘のありましたような立木

であったり堆積物の除去についてお話をさせていただき要望したところでございます。

当然、そうした物が河川の中にありますと前回のような大水が出たときにはそこへ物が引っかかる、立木があればそこで当然せき止めるわけでございまして、近くの堤防から越水をするということになりかねないわけでございますので、そうしたことを防ぐためにも1日も早く対処していただくようにというお願いをさせていただいたところでございます。

町内でもあちこちで今その事業をしていただいています、要望いたしましたところ県のほうからは国の助成等を活用しながら事業展開をしていくということで、順次そのような計画があるようでございますので、あとは先ほどのお話のようにしっかり要望をさせていただいて、町内で早い段階で着手していただけるように要望活動をさせていただきたいと思っております。

具体的には、県のほうには河川のリフレッシュ事業というような形で行っておりますし、それから起債等の活用もあるようでございますので、そうしたことをしっかり活用していただいて事業効果が上がるようにこれからも要望活動を通して県のほうにお願いをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） それでは、河村議員の1番についての質問は終わりましたので、少し昼に入りましたが、ここで昼休み休憩とします。

午後0時04分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

7番、河村隆行議員の発言が途中で昼休み休憩にしましたので、後段の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 続きまして、遊休農地対策ということで質問します。

耕作されない田、畑が増えていると思われませんが、また、今年度のJA買取価格も大幅減額と発表されました。町はどのような対策を取られるかという質問です。

耕作面積は、データ上では大きく変化していないように思われますが、ここ一、二年、町内では耕作されていない田や畑が多く見られます。

耕作されないと共同作業である用水路、排水路、管理道等の維持が難しくなります。耕作者が不足して、耕作放棄地、遊休農地、荒廃農地となっていくと思われませんが、これが集落全体に広がっていきますと、集落の維持が難しくなります。

以前も提案したと思うんですが、この用排水路、管理道等の共同作業部分を公共の施設として管理できないか、地域維持をするためには抜本的な対処が求められていると思っておりますが、人・農地プラン、集落協定等があり、難しいとは思いますが、やはり地域の維持ということを見ると

やはり抜本的なそういう対策も必要ではないかと思われませんが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、遊休農地対策ということについてお答えをしたいと思います。

遊休農地の一因としては、高齢化による担い手不足や米価の下落といったものがあると考えております。

先ほども御案内ございましたが、JAの一等米の価格が30キログラム袋で対前年比で1,000円から1,100円減額となるのが、先般、新聞でも発表され、町としても重大な事態だと受け止めており、今後の農政にも大きな影響が出てくることは避けられないと感じておるところでございます。

町の厳しい財政事情では、個別の所得補償や米単価の底上げを行うことは困難であるというふうに考えています。

関係団体などを通じて、国へ要請活動を行う等、対策を講じたいと思います。また、主食用水稲だけでは農地を維持していくことは難しい状況であるため、水田園芸等への転換や特色ある米づくりを図っていく必要があるというふうに考えております。

他方、遊休農地の増加につきましては、収益だけでは解決できない現状もあり、そのためには地域の力が不可欠であると思います。

現在、集落の聞き取りを行っている人・農地プラン等でございます。まさに今、実効性のある人・農地プランをとということで、そうした聞き取りを行っているわけございまして、地域での話し合いを通じて、5年後、10年後の将来像を見据え、どうすればよいのか、地域の方と一緒に考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 5年後、10年後と言われましても、農地プラン等がありますが、やはり来年がどうなるかと危惧されると思うんです。本当に早急な対策を考えるべきだと思っております。

次の質問に入りますが、商工・観光課をとということで、吉賀町商工業振興計画も策定され、これを実行していくには、やはり商工課、観光課で対応されるべきだと思っております。

この振興計画の中の業種別課題等でも書いてありますが、やはり各業種、建設業、建築業、製造業、商業、サービス業、本当に大変だと、総じて、現状としてやはり人手不足やそれに向けて新型コロナウイルスの感染症の対策等があり、事業の継続が困難になり廃業とかというようなことも書かれております。やはり商工業のまち、製造業のまちですので、それを支える商工課、観光課として、やはり商工会等と連携するべきだと思っておりますが、町長のお考えをお願いしま

す。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、商工・観光課をということについてお答えをしたいと思います。

吉賀町商工業振興計画でもうたっておりますが、本町の立地する全ての事業所は、中小企業、小規模企業であり、これまで本町の経済を支え、地域の発展に寄与するとともに、多くの雇用やにぎわいを創出するだけでなく、町民生活の安定及び向上に重要な役割を果たしてまいりました。このことから、中小企業、小規模企業の産業の振興は地域の活性化を図る上で、非常に重要でございます。

今回、提案いただきました商工・観光課でございますが、本町の事務分掌では、商工については、現状は産業課、観光及び雇用等は企画課が担っており、産業課と企画課の関係性は、大きく産業振興を進めていく上でも連携した取り組みが必要になっております。

ただ、高齢化や人口減少による地域経済の縮小、後継者不足による廃業や雇用の場の減少による若者の都会流出、従業員確保の困難など、産業振興面ではかなり重要な課題もあり、それに対処するための業務も増えているのが現状でございます。

現在では、それぞれが十分連携することで対応できていると思いますが、行政を取り巻く情勢や役場組織の状況を見極めながら、必要と判断いたしましたら、課そのものの新設や、それから統廃合、業務移管など手法は幾つか考えられますので、よりよい方法で検討していきたいというふうに考えております。

じゃあ、現状のところどうかということでは申し上げますと、現状につきましては、今の産業課と企画課、このところでまず連携をさせていただくということがいいのではないかとこのように思っております。これが未来永劫にわたって続くというものではございませんで、先ほど申し上げましたように、またそうした時期が必要とあれば、機構改革等も考えていかなければならないというふうに思っています。

特段、商工・観光に限らず、医療の問題であったり、介護の問題であったり、課題はたくさんあるわけでございますから、町全体の人員配置等を見ながら、そうしたことはこれから考えていくべきだろうというふうに考えております。

それから、商工業振興計画でございます。今年の3月に策定をさせていただいたということで、全員協議会でも御説明をさせていただきました。

先ほど議員のほうからも御紹介ございましたが、この計画は向こう6年間の計画でございます。現状、まず分析をして、課題を抽出して目指すべき方向を定めた上で、重点施策として4つのものやっというふうにございまして、特に課題につきましては、業種別の課題もあ

るわけですが、総じて言えるのはやはり御紹介があったように、コロナ対策は別として、それはさておいてと言いますか、それはちょっとまた大きな問題でありますが、それが無い状態でも、やはり人材不足と事業の承継と、もう一つは創業の問題があるわけですので、これをいかように今から解決策を講じていくかということをやっつけていかなければならないというふうに思っております。

この計画のやっぱり肝は、これまではいろいろな場面場面で対処しておったものを、関係機関で一つの目指すべき方向を定めて、これに向けて一緒にやっていきたいと思いますというスタンスを活字にしたものでございますから、この計画の冒頭にありますように、やはりその町の責務であったり、それから商工会の責務であったり、それから企業側の責務であったり、もう一つは町民の方のやはり協力とか支援ということで、4つのカテゴリーで分けて、それぞれ役割分担をして頑張りましょうということですから、当然、行政だけでできるわけではございません。商工会とか企業さんとか町民の方、いろいろな方に関わっていただいて、進めるべき計画でございますので、そうしたこともまた考えながら、全体の商工・観光を盛り上げていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 雇用調整助成金ですか、これは企画に相談しないといけないと、これはコロナの関係等々では商工会に窓口にして下さいとか、何は産業課のほうへ回って下さいとか、窓口はやはり一つで商工課とかあるほうがいいんじゃないかと思えます。どこに相談に行ってもいいか分からない、そういう問題点も出てくるのではと思っております。

それから、一番最初に質問しました86名のその要支援者の同意が得られていると言われましたが、この名簿に載せてやはりこれを支援者をどういうふうに、何人かの支援者をサポートしていくというような計画をされるのかというのをもう一度、ちょっと聞き漏らしましたので、お願いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 前段のところは、いわゆるいろいろなその行政サービスを一つのところで束ねてやれば、関係者の皆さんのロスがなくなるんじゃないかということで、ワンストップサービスの話だろうと思えますから、これは課が分かれておっても、そうしたことが事務的に可能な部分もあるわけですので、例えば企画のほうは本庁にありますが、産業課は分庁でございまして、そのために六日市振興室が本庁にあるわけですから、そこらあたりの機能性を持たせる問題だろうと思えますので、いろんなことで工夫をしながら対処していきたいと思えます。

それから、前段のところでありました避難者の支援のことでございます。

申しあげましたように、名簿をつくることはまず義務化をされておりまして、個別支援計画については努力義務ということでございます。

吉賀町の場合は既に個別支援計画も策定をさせていただいて、86名の方のいわゆる支援計画を策定を既にしております。あとはこれを実効性を持たすということでございまして、災害というのは待ったなしでございますから、支援者の方に御協力をいただけるように、今後は個別に、特に民生児童委員の方になります。そちらのほうにそうした情報を提供させていただくという作業を進めていくということになろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 台風シーズンも控え、いつどういう災害が起こるか分かりません。できることは対処しておくほうが、必要があると思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。ここで5分間休憩します。

午後1時15分休憩

午後1時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

5番目の通告者、5番、中田議員の一般質問を行います。発言を許します。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 本日は、2問を通告しております。よろしくお願いいたします。

まず、第1問目は、民生委員の災害時等の活動についてということでございます。

近年は、10年に一度とか、50年に一度とかいう災害が毎年のように全国各地で起こっています。今年度は梅雨前線の猛威があり、8月には秋雨前線の活発化により毎日のように新聞、テレビで建物の崩壊、土砂崩れ、浸水などで悲惨な光景が映し出されています。このような災害は、高齢者等弱者がどうしても被害に遭う確率が高いと思われま。

そういった中で、先月、長崎県西海町で高齢者の要支援者と民生委員さんが水難事故で亡くなったという報道を聞きました。これは、高齢者の方が民生委員さんに「避難命令が出たので、民生委員さんに自分も避難したい」旨を伝えたため、民生委員が迎えに行き避難中に事故に遭われたとのこと。同様の事故は東日本大震災のときも、民生委員さんが避難誘導などで56名の方が亡くなっているとのこと、非常に痛ましい事故でございます。

これらを契機に国では、今後、災害等で援護者から民生委員に支援要請があった場合は、行政に連絡し、行政が対応を行うようにするという通達を出したと聞いております。

現在、吉賀町の民生委員は定数40名で、39名おられるそうですが、任期は3年で再任は認

められています。民生委員は非常勤特別職の地方公務員ですが、制度上無報酬とされており、都道府県からの活動費のみが支給されています。委員の活動は住民の抱える課題の複雑化、多様化に伴い広範多岐にわたり、ますます困難性を増しております。

このような中、先ほど述べました国からの通達があったとすれば、町民に寄り添い、町民の顔の見える立場にあり、大きな責任感と情熱で活動されている民生委員さんには、かなりの精神的な負担軽減となり朗報かと思えます。災害時等には、担当課、警察、消防等が速やかに連携を図り活動することになると思いますが、特に、災害弱者と呼ばれる方々を支援しておられる民生委員が連絡する窓口など、通達の詳細な運用方針は、どのように定められるのですか。

被災者となり得る民生委員も、援護者も安心して自分の身を守れるような連携の具体的な方法や開始時期等についてお聞かせいただきたいです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、中田議員、1点目の民生委員の災害時等の活動についてということでお答えをしたいと思います。

先月の8月14日に大雨特別警報が発令されておりました、長崎県の西海市で活動中であった民生委員が犠牲となったことを受けまして、厚生労働省より「令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について」の事務連絡が、8月の16日付で通達されております。また、同日に全国民生委員・児童委員連合会より「大雨の中での民生員・児童委員活動について」の通知が各地域の民生委員・児童委員協議会宛に通知されたところでもございます。

このことから、先月の8月の26日に開催されました吉賀町の民生委員・児童委員協議会の定例会におきまして、町内に39名おられます民生委員・児童委員の方に各通達・通知をするとともに、町の民生委員・児童委員協議会としての考え方につきまして、事務局を担っております役場保健福祉課の担当職員のほうから説明を行ったところでございます。

その内容といたしましては、国及び全国民生委員・児童委員連合会からの通達を基に大雨等による避難情報の発令時には、可能な限り委員間で事前に連絡をとり合うとともに、「委員自身や家族の安全を優先し、率先避難を行うこと」、また、「被災後の避難所等での被災者の支援活動についても、行政や関係機関と情報共有や連携を図り、コロナ禍への対応も配慮し、くれぐれも無理のない活動を行うこと」、「担当地域の住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要がある場合には、委員自らが対応するのではなく、その状況を町に伝達し、町にその対応を引き継ぐこと」として既に説明を行っておるところでございます。

現在、台風シーズンを迎えておりますが、今後、いつ起こるか分からない自然災害時において、町としては支援が必要となる方に、安全安心して迅速に避難等をしていただけるよう各地域で立つことができない、声が聞こえない、物が見えない等で自力非難することができない方、総数

86名の方の個別支援計画を既に策定をさせていただきました。

協力者として親族や近所の方等の身近な支援者が緊急時の連絡先、または緊急時に避難を支援していただく方として協力をいただくこととしておりまして、委員自らが対応することがないよう、整備をしているところでございます。

身近な存在であります民生委員・児童委員には、引き続き情報提供等で連携をとるとともに、警察、消防、自主防災組織等とも連携いたしまして犠牲者を一人も出さない強固な体制をとっていきたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 事務局のほうから通達を行ったということでございますが、この時期というのは今言われませんでした。即と思えますけれども、この民生委員さんも今、町長のほうから86名の要支援者という数字的には出ておりますけれども、実際に民生委員さんが動く場合には、要支援者のみではなくどういうふうな状態が出てくるかもこれは未知数のところもあるかと思えます。その辺のことも、しっかり決めていただきたいと思いますし、それから災害が起こって、例えば先ほど申し上げましたように、一緒に避難をしたいという連絡が入った場合に、この窓口というのが朝になるのか真夜中になるのか、全く分からないわけですが、その辺の窓口体制、これは役場の事務局のほうで持つような形にするのか、あるいは消防署かその辺の、町長が大雑把な話はされましたけれども、私が聞きたかったのは、民生委員さんが連絡する場所、それからどういうふうにするのか、きめ細かな具体的な方法がないと、今、町長が言われたようにずっと一遍どおりのやり方では、やはり民生委員さんも大変な責任感を持ってやっておるわけなんで、その辺のことを、先月の26日でしたか民生委員会の会合あったということですが、できれば具体的にこういうふうにするよ、こういうふうにするよということを決めごとを作っておかないと、難しいんでは、いけないのではないかと思います。

また、実際にほいじゃ、町が受けた、ほいじゃ、消防が行くのか、警察が行くのか、誰が行くのかと、やはりそういうところまで決めておかないと、今、町長が言われたずっと行く、それでことが収まるんであったら、今の通達で終わってしまうんだらうと思うんですが、その辺のことを実際にできておるのか、おらないのかを、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、運用を始める時期でございますが、これは8月26日に町の民児協のほうで説明をさせていただいたということですから、ここが発動の時期だろうと思えます。それから連絡する窓口、おおむねこうした事態というのは災害が起こるとか、そうした事情でございますので通常の中でこうしたことは起こらない。仮に通常業務の中でこうしたことが起こるんであれば、役場の担当でございます保健福祉課だろうと思えます。しかしながらこういう事態

のときには、当然、役場のほうには災害対策本部を設けているということになりますから、災害対策本部であります役場のほうへ御一報していただければ、それが窓口になるということだろうと思います。

当然、そこには対策本部の中には担当しております保健福祉課の職員も、管理職もおるわけですから、役場のほうへ御一報いただければ災害対策本部のほうで対応する。こういった流れになるんだろうと思います。

それから、人数ということで86人ということがございました。86人というのはあくまで個別支援計画を作らなければならない、そうした事情にある方のお話でございます、これが86人。これについてそれぞれ個別支援計画を作っているわけでございますから、これが第一義的に民生委員さんのほうで動いていただくものだろうと思います。当然、それ以外に地域の方で御不便をしておられる方もおられるわけですから、これはこの計画に基づかないで、任意で委員さんに動いていただくということになるんだろうと思います。

それから、そうした情報を役場のほうで受けたときに、役場のほうはどう動くかということでございます。本来的に民生委員さんが活動ができない、身の安全を守ってくださいということでございますので、民生委員さんが動くことができないということになれば、もちろん動くのは行政であり、警察であり、消防であると思います。消防も常備と非常備がございますが、そうしたことになるかと思えます。

それ以外にも、民生委員・児童委員さん以外にも支援者が個別支援計画の中には書いてあるわけです。じゃ、その方をお願いするかということでございますが、民生委員さんが行くことができない現場に、先ほど申し上げました消防、警察あるいは役場の職員以外の一般住民の方の支援者を行かすことは、当然できないと思います。それは本末転倒の話ですから。

民生委員さんが行かれないところへほかの支援者の方を、民間の方を行かすということは、それはできないことですから、こうした事情の中で民生委員さん、児童委員さんが役場のほうへ御一報いただければ、そこで動くのはこれはやはり行政であり、警察であり、消防である。そうした事態のときだろうと思います。ですから、そうしたことを恐らくこの前の8月26日の民児協の定例会の中では、担当のほうからお伝えをいただいているものだろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） まだ通達がきて一回民生委員さんの会合で話されたということで、今からどういうふうになるかというのはやってみないと分からないわけですが、最後にこの民生委員さんから連絡が入った、支援者の方のところに消防でもなんでも、とにかく行って避難所に正しく避難させましたというような連絡も、その折り返しで民生委員さんのほうに連絡を入れて

いただくようなシステムも、ぜひ作っていただきたい。というのは、民生委員さんは連絡をしたが一体どうなったんであろうかという心配は尽きないと思いますので、ぜひともその辺のことも付け加えさせていただけたらと思います。

厚労省から来た通知というのも、先日、私がこの通告を出した後に保健福祉課のほうで一応手元にはいただきましたけれども、この通告を作るのはNHKのラジオを聞いておりました、ああ、こういうことがあったんだなということから、私もこれはぜひ町に聞いてみたいなという中で作りましたので、ダブっていることがあるかも知れませんが、ぜひともそのようなやり方をしていただきたいと思います。

以上で、この民生委員の災害時の活動についてはおきます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 答弁は必要ないのかも分かりませんが、少し補足をさせていただきます。

大変貴重な御意見でございまして、いただいた情報を基にして対処して、それをやはり報告をしていただいた民生委員さんなり、児童委員さんへその情報をお返しをするというのは当然のことでございますので、丁寧な対応に心がけていきたいと思います。

それからもう一つは、今年になっても台風とかもう既に大雨で自主避難所とか避難所を設けさせていただいたり、それから一度は避難指示も出させていただきました。今回、通告のあった内容で避難をするのに支援をしなければならないということでございます。それに民生委員さん、児童委員さんが行かれないと、こういうときを想定したお話なんです、そこに至るまでに極力早い段階で避難所のほうへ避難をしていただくと。それから避難所へ行かなくても安全な知人、友人の宅へ避難をするであるとか、家の中の安全な場所、垂直避難で2階へ避難をするとか、そうしたことをやはり日頃から心がけていただくということが第一番だと思います。

避難勧告がなくなって、今もう既に一発で避難指示ということ。その前段での警戒レベル3になりますと、高齢者等避難というレベルがございますが、これも役場のほうから災害対策本部のほうから放送等で告知をいたしますので、最後の最後で判断をされて危険なところへ、危険な状況の中で避難をするというよりも、そうした高齢者等避難を発令した段階で、早い段階で避難準備をしていただけるということを、これはやはり皆さんに心がけていただきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 民生委員さんも、なり手不足ということで大変だろうかと思いますが、ぜひとも民生委員さんが安心して活動ができるような体制をとっていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の通告でございますが、町道の新設についてということでございます。

町内の住居には、ほとんど町道、私道を含めて狭いながらも軽車両の通行はできます。私が確認している範囲で六日市地区内には、町道から住宅まで100メートルぐらいあり、里道だけで往来をしている住宅が2戸あります。したがって、自家用車も二、三百メートル離れたところに駐車している状況です。当然、長雨や大雪の場合、買い物や通院などは大変苦勞しておられます。

両家とも高齢者の住宅で、周囲に民家はなく緊急自動車はもちろん、ストレッチャーがなんとか通る状況であります。道路は安全安心に生活でき自治会との交流にも欠かせないものであり、道路の重要性に鑑み、このような住宅の調査の可否、拡幅工事、もしくは新設等について町のお考えをお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、町道の新設についてということでお答えをしたいと思います。

議員の通告にありますように、公道、私道を問わず町道から御自宅まで車が通れない場所に居住されておられる方々がおられるということは認識をしております。大変な御不便を感じておられることと思います。しかしながら、その解消のために町道の新設という形での対応は道路の公共性という観点からも、また町の財政状況からも非常に困難であるというふうに考えております。

今後において、検討するとするならば御指摘の目的を持った道路開設に補助のような形で助成する事業を創設する方法が考えられるかと存じますが、具体的な方法ということになりますと、一朝一夕にいかないものであるということはお理解をいただきたいと思っております。

もちろん、御指摘の対象住宅の調査を拒むというものではございません。また、場所等を限定して御紹介をしていただければ、担当課のほうが現地へ赴いて現況の調査なり把握等をさせていただきたいという思いがあるということはお伝えをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 多分、町長はそう言われるのではなかろうかなとは思っておりますが、やはり予定どおりでございますけれども、例えば今の新設ということで私が言いましたが、今のその2戸並んでおるわけですが、やはりその方たちも道路の公共性という意味からいくと、もう何十年も何百年もそこに家があるということから見ると、それから近所に他人のそういうような農地もあり、ただ自分の買い物とかというだけでなしに、やはりそのような近所の方の田畑もあり、そこには車も行かないからどうしても田畑が荒れていくというような状況にも現実になっております。

今、急にこのことが道路を作ってほしいというような要望は、そのお宅というよりも地域の方から「あそこはどうも昔からないんだから何とかならないのか」というようなことから、私もこうして一般質問等で言わせていただきますけれども、地域の方もやはり回覧を持って行っても何

にしても、大変困っておられるという状況もございます。

それと、新設ということになるとなかなかなんかも分かりませんが、実際に赤道的には里道が今これも100メートルぐらい行っておるわけですので、その当然、拡幅等も町道を拡幅という感覚からいけばいいんじゃないかなというふうに、私は思います。

ここに町道の編入に関する取扱要綱というのがございますが、これは実際、道幅等もいろいろ2.5メートル以上とかと、道路の直接関係戸数は2戸以上とか、いろいろ書いてあります。そうすると、この新設とは関係ないんですけど、一応、新設をするにもこの町道の編入にある程度の条件的には、かなっていくんではないかなと、というのがこの編入の要綱によりますと、道路の延長はおおむね50メートル以上であることと、それから直接の関係戸数は2戸以上というようにあります。

これは5つの項目があって、5つのうち1つは町長が特に必要と認めるということで、4つある中で2つは例えば、もし小さい道路があれば町道にもなるだろうということの解釈になるのではなかろうかと思しますので、ぜひとも、テレビ等でやっております「ポツンと一軒家」という大変皆さんがよく見ておられるかと思いますが、今、急に山の上に家を作ったから道路もないから作れというようなことではありませぬので、昔から当然、固定資産税から何から皆今まで払っておる。今まで放っておったのがおかしいんじゃないかなというような気もしますので、その辺のこともちょっと含めて、ちょっともう一度御返答いただきたいです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 基本的なところで考えが変わるものではございませんが、路線のその指定や認定につきましては、当然、国のほうからいろいろなこの通達がそれこそ来ておまして、一番大事なのは、限られた人しか使わない私道を市町村道にしたり、改善が必要な私道を市町村道にして税金で整備することは避けなければならないということが、まずあります。

それから、先ほど御紹介がございました町の取扱要綱がございます。これは吉賀町町道編入に関する取扱要綱なんですけど、この目的は今お話があったような、私道を町道に編入する場合に必要な基準を定めるということで、その編入の要件の中に御紹介がありましたように、道路の幅員は2.5メートル以上なければならない、ただし、これこれの場合は2メートル以上ならオーケーですよ。それから道路の延長はおおむね50メートル以上で、道路の直接の関係戸数は2戸以上ならいいということで、これを見ると今、議員があるというその地域につきましては、幾らかの該当する項目があるかと思えます。

ただ、その大前提といたしまして、編入の基準というのが、要綱は御覧になっていただいておりますので、この3条の中に、「町道に編入する私道は一般の交通の用に供している道路でなければならない」ということです。ですから、私道なんだけど、それを関係するお家だけで

はなくて、ほかの皆さんも一般的に共用しておられるという、この条件がまずあって、その上で編入の要件、括弧1から括弧5まで、5つあるわけですが、これに該当すれば町道のほうへ編入をするというのは可能ですよという要綱でございますから、そういうことで申し上げますと、まず、場所こそまだ限定をしてお話にはなりませんけど、今お聞きする限りにおいては、私道の使用がごく限られた直接的なお宅だけではないかということと、それから一般の交通の用に供している状態かどうかということをやっぱり斟酌をしなければならないということでございますので、冒頭申し上げましたが、該当する場所等がまた建設水道課のほうへでも御紹介をしていただいて、どういうふうな対策ができるのかということ、また検討させていただきたいと思っております。

恐らくこうした箇所は、今回の通告では六日市地区内ということでのお話でございますが、それぞれ蔵木であったり、朝倉、七日市、柿木でもひよっとしたらたくさんあるのかも分かりません。そうするとやはりオールマイティな制度をつくらなければなりませんし、対応しなければなりませんので、いろんなことを見させていただいて、検討させていただいたらというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） この町道編入の要綱等も私も言いましたが、これは町道編入の話ではございませんが、こういうふうな条件にもなっておるんで、新設はできないかというような話でございます。

最初に町長言われましたように、例えば公共性という観点から言うと難しかも分かりませんが、今は何にしても公共性もくそも道路がないんだから、みんなが使おうにも歩くことしかできない、畑に行くだけになるというようなことなんで、なかなか多数の人は使われませんが、できたらできたなりに、やはりそれだけの利用価値ができると思いますので、そのような解釈をしていただきまして、できるだけ町民も車が家まで行かないというような、私もかなり町内を歩いておりますが、あまり見かけたことはありません。もしあったらぜひ行ってみたいと思っておりますが、また選挙も近いんで、いろいろ選挙カーで歩くかも知れませんが、そのときにはまたよくその辺も見て歩きたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。ここで10分間休憩します。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

6番目の通告者、9番、河村由美子議員の発言を許します。9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） それでは始めたいと思いますが、私は1点通告してございます。

町の発展には人口増加が不可欠という思いなんですけども、当町は外国人就労者が昨年は300近くおられたんじゃないかと思うんですが、年度当初は204人とかいう話が先ほどもありましたけども、そういったことがコロナウイルスの関係で里帰りといいたまいますか、国のほうへ帰っていかれたのが再入国というか、入国制限に遭って、現在少しは人数が減つとるんじゃないかと思っておりますけども、そういったことは、これは単なる一過性といいたまいますか、そういう問題であろうというふうには思いますが、最近よく耳にすることがあるんですけども、高齢になって、ここは高齢化率が大変高うございますので、高齢化になって一人になられて、子どもさんのところへ引っ越すといったような事例がありまして、それじゃ、後の残った家をどうするかというようなことで、持ち家を売払いするというケース等が、よく話を私は聞かされてんですけども、そういった処分も大変なようでございますけども、そうした中で、先ほど来言いますように、年々増加傾向にあります。これは自然の摂理とはいえ、大変厳しい現状であろうというふうに思います。

昨年の人口目標が5,992人、まあクリアしておるとは思いますが、今年の5月の時点で6,016人と、わずかではありますけども上回ってはおります。

今後の将来の見通しとして、具体的な対処といいたまいますか、得策といいたまいますか、施策といいたまいますか、そういったことを、2期目を目指しておられる町長にはぜひお考えといいたまいますか、そういう施策を聞かせていただきたいというふうに思います。そうしたことで地域が活性化し、経済の好循環を生んでいくということまで期待できますし、6月でしたか、町長が2期目の出馬という表明をされたときも、人口減少対策をはじめとした1期目の実績を強調しておられましたので、その辺と併せて今期の締めくくりと2期の町政に向けて、人口増加にはどういったことをやるんだというふうなことをお示しをいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員の町の発展には人口増加が不可欠ということについて、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、本題に入る前でございますが、通告内容のうち、2点について我々の見解といいたまいますか、申し添えておきたいと思っております。

まず1点目は、外国人の方の人数についてでございます。年度当初、昨年度というようなことでもございましたが、約300人くらいという通告でございます。これまでのところで人数が一番多かったのは、これは税務住民課のデータになるわけでございますが、こちらのほうで調査いたしますと、令和2年の2月、228人のようでございますが、そのときが一番統計上は多かった

ということでございまして、300人近くまでというのは今のところないということでございます。

それから次に2点目は、高齢者人口でございます。これも通告の中で年々増加傾向にあるというようなお話でございます。今回の定例議会議案の資料のほうの中にも入っておりますし、それから、第8期の介護保険計画、これは全協のほうでも概略の説明をさせていただきましたが、そのときの資料にもありますように、高齢化率というのは確実にこれは上がっております。一方、実質的な高齢者人口、これにつきましては横ばい、もしくは減少傾向にも入っております。

ですから、これから将来推計も含めて吉賀町の高齢者人口、65歳以上の人口が増加の傾向に転じるというものは見てとれないということでございますので、この2点、外国人のことで、それから高齢者人口のことで少し冒頭申し上げさせていただきたいと思っております。

本題のほうでございます。まず、外国人就労者や、それから転出する高齢者についての具体的な対策とのことでございますが、外国人就労者につきましては、議員御指摘のとおり一過性の現象はあるかと思われませんが、将来的には、重要な労働力として頼らざるを得ない状況になると考えられます。

今後とも共生に向けての施策を継続して行う必要があります。これはほかの議員のほうからも御指摘がございましたし、そのような思いでこれからも対策を講じていきたいと思っております。

一方、流出する高齢者のことについてでございますが、それはそれぞれ各御家族なりの御事情があるわけございまして、状況が異なるため具体的な対策は困難であろうかと思っております。空き家の対策が必要となるということも当然出てくるわけございまして、空き家情報バンク制度などの周知を行いながら講じているところでございます。

人口増加のためには、若者の定住施策が本当に重要であろうと思っております。そのためには、住宅の確保、それから雇用の確保、さらに相談窓口の充実が必要でございます。特に相談窓口の充実につきましては、企画課内によしか暮らし相談員を1名配置して対応しておりますが、昨年度から感染症拡大の影響によりまして、対面での対応が困難となっている状況でございます。

相談件数につきましては、令和元年が50件、それから令和2年が43件ということで、大幅な減少はありませんでした。しかしながら、こうした相談後に実際に移住して来られる方につきましては、令和元年では15組30人、令和2年では5組10人ということで、大きく減少をしております。

今後の状況にもよるわけでありまして、来年度以降、よしか暮らし相談員の活動内容を検討いたしまして、直接の相談体制の充実に併せて、ウェブを活用したリモートでの相談や情報の提供を行って、再構築を図ってまいりたいと思っております。

それで、移住者を増やすためには、やはり相談体制の充実も当然重要でございますが、まずは

住んでみたい、魅力ある吉賀町として認識をしていただくことが第一でございますので、このことにつきましては、町民の皆さんや行政あるいは議会の皆さんと一緒にあって対策を講じていかなければならないというふうに思っております。

2期目に向けてということでございますが、これからそれに挑戦するわけでございますから、現在どうこうということはないですが、まずは、残された任期を全うしなければならないということです。

やはりこれは1期、2期ということに限らず、誰が首長を務めても、今一番講じなければならぬのはコロナ対策だと思います。やはり見えない敵と戦うということで、非常に困難を極めますが、皆さんといろいろのディスカッションをしながら、何が得策なのか、何が今本当に必要なのか、住民の皆さんが何を今一番期待しておられるのか、こうしたところをやっぴり的確に捉えて、時期を見て適切な対処をしていかなければならないと思います。

コロナのことは全般的なことになりますが、やはり今たくさん課題があります。私が1期目に挑戦をさせていただいたときに、3つの「よし」ということで、いろいろなことを羅列をさせていただきました。確かにできたものもあります。やり切れなかったこともあります。それから、地域商社のように、やむなく断念をしたということも当然あるわけでございますが、いずれにしましても、コロナ対策をベースラインにして、それぞれの施策をやっぴりしっかり引き続きやっていかなければならないと思います。

コロナのせいにははいけません、ほとんどのものがやり切れていないという思いが私にもありますので、今ある課題というのが、仮に新しい任期を与えていただけるのであれば、それに向けてやっぴり愚直に挑戦をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 高齢者につきましては、横ばいあるいは減少傾向にあるという推移だということでもありますけども、とは言いましても、今、現実はその限りではないというふうに私は感じております。

そうした中で、やはり今、住民が一番気概を持って、関心があるといいますのは、国も挙げてそうですけれども、コロナの対策だろうというふうには思います。それは当然命を守るということからして、最優先しなくてははいけませんけれども、さりとて、今後の将来の移住者を増やすとか、ということについては、いろんな施策を展開しなくてははいけないと思います。

世界中でも人口が減っていくのは日本だけでありまして、その中でも、全国47都道府県が、どこもやっきもつきになって人口増加対策というのを講じておるわけなんですけども、そうした中で、なかなか立地条件といいますか、いろんなことの中で、そういう施策は反映されてない現

実があるかと思います。

そうした中でも、6月頃じゃったですか、町長がコメントされたわけじゃないんですが、新聞をちょっと見ておりますと、毎日320人ぐらいの人の流入があると、流入している実態があると。そうした中で、それを住宅環境を整えて、整備すれば、定住人口を増やすことができるんじゃないかというようなことが記事にありましたけども、私は、それは一つの方法だとは思いますが、ただ住宅を造るだけです。箱物を入れて、どうぞいらっしゃいと言うだけでは、なかなか移住・定住というのは増えてこないというふうに思います。

それは、例をとれば、交通アクセスがよくなって、10分か20分ぐらいで山陽方面に仕事にでも出かけられるような高規格道路といいますか、そういうものができれば、ある意味ではベッドタウンになって、昼間は就労を外でやるという方法も起きるかもしれませんが、それでは、ここへ定住しませんから、ここの経済効果というものは、ただ住民税とかその他は入りますが、普通の景気といいますか、そういうことにはあんまり反映してこないであろうというふうに思いますから、そうした中で、住宅環境が整備すればというお考えです。そのためには、やはり生活の糧になる、なりわいが成立する。そういった生活基盤をどういう施策をもって整えていかれるのか、お考えがありましたらお答えください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先刻の7番議員のところでも商工業振興計画の話もさせていただきましたが、当然そうしたことが計画としてあるわけですから、これは今度は行政と商工会あるいは企業さん、あるいは町民の皆さんといろいろなディスカッションをしながら、計画の中にやっぱり魂を吹き込んで、実のあるものにやっぱりしていかなければならないんだらうと思います。

いろいろななりわい、方法がございますので、これは一つのものに絞り込むことでなくて、いろんなことにやはり挑戦していかなければならないというふうに思っております。

先ほど、私のコメントが新聞に出たということで御紹介がございました。実は、そのときも新聞に書いてありましたが、7月の中旬に町村会と知事との意見交換会がございまして、そのときのテーマはたくさんあったわけですが、一つのテーマで、吉賀町でいうと若者の、町内の流出を抑えて、町内、県内へ定着するためにいかような施策が必要だろうかと、こういったディスカッションを丸山知事とさせていただきました。

私はそのときに、少し時間を使って町の御紹介をさせていただきながら、吉賀町の場合でいうと、こうした3つのポイントがありますよということでお話をさせていただいたその一つなんです。

その一つといいますのは、やはり20代から30代に対するアプローチが非常に必要だということ。これなぜかと言いますと、県が行っておられます島根県内のUターンのアンケートが

あるわけですが、そのUターンの約半数を占めるのがこの20代から30代です。島根県に帰ってこられる若者、その年代層でやはり一番多いのが20代から30代ということで、そのアプローチをして、それで結果として帰っていただけるわけですが、帰っていただくからには、やはり魅力あるものが地元になければならない。吉賀町になければならないということでもあります。

吉賀町も確かにそうした年代の方は帰ってきていただいていますけど、吉賀町の場合で何が魅力かと言いますと、アンケートをとってみると、子育てが非常にしやすいということのようでございます。これ御議論はいろいろありますが、やはり学校給食費と、それから保育料、それからもう一つは高校生までの医療費の無償化、これは非常に魅力を感じて、子育て世代、やはりその御家庭にとって経済的な負担が軽減をされるということであるということと、もう一つは、帰ってこられて住宅を新築あるいは増築をすると、様々な助成制度があるということで、非常にそういったところに魅力を感じて帰ってこられるということですから、その一つのポイントは、20代から30代に対するアプローチ、そうした年代にインセンティブを与えるような施策をやはり出していかなければいけないだろう。これが私は一つのポイントということで知事に申し上げました。

二つ目のポイントは、今お話がありました住居対策です。町内のほうへ320人移動があるといえますのは、これ、実は平成27年に行った国勢調査の結果なんですけど、益田圏域、それから特に山口県、広島県、岩国、広島、それから大竹、山口県でいいますと周南とか、そうしたところから吉賀町へ通勤をされておられる方が毎日大体320人いらっしゃるという統計がありました。

今回、昨年の令和2年の国勢調査でもやっぱり同じような分析ができると思いますので、それはまた見ていかなければいけないかと思いますが、そうした人の移動があると。ところが、これは今通勤ですから、吉賀町で働いてもまた地元へ帰られるわけです。

仮に、いろいろな御事情があるかと思いますが、住居対策が講じられて、住居をやっぱりこの町内で構えていただける可能性があるのであれば、雇用と住居の問題をセットにして施策を講じれば、まだまだ定住人口というのは上がってくるんだらうと思います。そういう意味で知事とお話をさせていただきました。

もう一つのポイントは、これは教育委員会の関係になりますが、ふるさと教育です。吉賀町は残念ながら中山間地の町ですから、就職とか進学になるとどうしても都市部へ出るわけですが、そうした方が必ず将来にわたってこの吉賀町に帰っていただきたいということで、サクラマスプロジェクトをやっていますが、やはりそうしたことを地域とか、ふるさとの魅力を発達段階において、小さいときからそうしたことを、教育をさせていくということは非常に大事だらうと思います。

島根県ではしまね留学ということで、高校生を移住、やっていますが、これは残念ながら、そうは言っても一過性なんです。3年間県内の高校において、その方が町内、県外へ定住していただければ一番いいわけですが、残念ながらそうはなっていません。吉賀高校も県外の方がいらっしやいますが、それが、それじゃ卒業後に吉賀町へ定住するかというと、必ずそうでもないわけでございますから、いずれこの吉賀町に戻っていただく、定着をしていただくということがやはり必要だろうと思いますので、私はやはりふるさと教育の推進も重要なポイントだと思っています。

ですから、知事とのディスカッションの中で、人口を増やす、特に若者を増やしていくということで言うと、今申し上げました20代から30代へのアプローチの問題と、住居対策と、もう一つはふるさと教育の推進をしてくださいということ、この前、知事との意見交換会の中では申し上げたところでございます。

そうしたことの具体的な施策がやっぱりできるかどうかというのは、これ非常に大きな問題でございますけど、こうしたところもまた、今、総合戦略もありますから、関係する皆さんといろいろ話をしながら、新たな展開ができるような施策があれば、これはちゅうちょなくやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） そういったところで、吉賀町は数年前から子どもの子育てしやすいというような対策をとっておりますけども、これも経済がどういうふうになっていくかということになると、これ未来永劫的にそういうものは対応できるという問題でない、続かないであろうというふうに思いますが、いずれにしても、生産人口を増やすということが一番の問題、得策であろうというふうに思います。

そのためには、やはり日本の総合研究所の연구원の方が言っておられますように、景気がよければ人口が流入すると。人口移動は経済そのものというふうなこともあります。地方への移住を奪い合う政策ばかりでなく、やはり地方の企業の税制優遇とか、そういったものを育てて地域経済の発展をまず考えるべきというふうに言っておられますけども、まさに今回のコロナの関係でも、それは国が支援してくれたものを、いろいろ前年対比で何%という支援がありましたけども、それはやはり事業を継承していく上とか、この町を守っていくためにはそういう施策があって、本当に零細企業、商店街も助かっておりますけども、私は、これは大きな活力になるかどうかというふうなことはちょっと疑問視なんですけども、一過性のカンフル剤であるかなと思ったりしますが、とはいっても、やはりこの町内に大小にかかわらず商店街の灯が消えるということは、やはりこの町へ住むということが厳しくなるというふうなこともありますので、いろんなところで、今回のコロナ対策として助成金というのがありますけども、これがまたまた次々どんどん出てくるということもないと思います。国のほうも大変ですし、町のほうも大変。

かといってコロナがいつ終息するかということも不透明だという中で、そうはいいまして、やはり町内の建設業にしても何にしても一緒なんです、そういうことを育成して後継者を育てるという意味においても、例を挙げますと、例えば物品購入にしても、私もこれは何度か言ったことがあります、入札に対しましてやはり入札の最低制限を設けるというふうな、当然発注者のほうも、これが幾らするもので、これぐらいやったら何とかなるだろうという試算はできるわけですから、そういうところもこういう時代になってきましたので、やはり今までにないことでも導入して、町内業者の育成ということもしていくべきだというふうに思います。そうすることがやはり町内の活性化をして、住みよい町もできていくというふうにもつながるというふうに私は思っておりますので、町長の現時点の先に向けてでもいいんですが、その辺は変更するというお考えはございませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 最初のところで生産年齢人口のお話がありました。これは私も同感でございまして、以前もこちらの議場でお話をしたことがあるかと思いますが、誰もこれまでとめることができなかった、いわゆるその首都圏の人口の増加を抑えたのはコロナでございまして、都市部への人口流入を抑えて、今は逆に地方のほう、地方回帰といいますか、田園回帰といいますか、ふるさと回帰で、地方のほうへ人が移動するような傾向にあるということでございます。

ピンチをチャンスということで捉えれば非常にいい時期だと思いますので、いろいろな魅力を発信をさせていただいて、Iターンとか、あるいはUターン、地元に戻っていただくような施策をやっぱり講じていかなければならないと思いますし、情報発信もしていかなければならないというふうに思っております。

コロナの経済対策の話もございました。今、1次から3次までということで、総額で4億5,200万円内示いただいて、今、予算措置をしておりますのが、ざっくりで申し上げますと4億3,900万円で、今はもう千二、三百万円ぐらいしか残がございません。国政が今ああいう状況ですから、また次なる補正を大いに期待しているところでございますが、これはやはり、そうは言ってもカンフル剤だと思います。将来に向けての地盤を云々というよりも、今、これも冷え切ったものをどうにか穴埋めをするためにということでございますから、次なる展開のためにはまだまだやはり必要な部分があるんだろうと思っております。

最後のところで物品購入のお話でございまして、最低制限価格のこともございましたが、私はやはり基本的にはこれは工事の発注もそうでございますが、とにかく町内の業者の皆さんを育成、育てる。受注機会を増やさせていただきたいということで、入札の指名審査会の中でも、工事発注あるいは物品の発注については、いろいろなことで工夫をさせていただいているところでございます。

工事の関係では最低制限価格とか、大きい工事になりますと調査基準価格等の設定をさせていただいていますが、物品とかは最低制限を設定していないということで、御案内のとおりでございますが、このことにつきましては、また関係者で協議をさせていただいて、受注をしていただくからにはそれなりの当然もうけがないとやはりいけないわけですから、結果的にたたき合いをして——この言葉が適切かどうか分かりませんが——結果的に受注をしたけど、もうけがほとんどなかったということではやっぱりいけないわけですから、いろいろなことで検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

繰り返しになりますが、とにかく町内の企業さんのほうを育成なりをしていかなければならないという考えに変わりはありません。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） お答えの物品につきましては、最低制限を設けることによって、それ以上やるとくぐるわけですから、その辺のところはよう加味して入札に応じるといいますので、その辺のところはまずまず心配無用だと思いますので、ぜひ実行してほしいというふうに考えております。

それと、これは人口増加について関連するんですけども、やはり人間が安心してここへ住むためには、町内にはハザードマップもできていますし、危険箇所の指定もたくさんあちこちあります。例を言いますと、私が住む七日市でもずっと山側というか、両サイドが山なんですけども、連坦地をなしているような、なしていないようなところではありますが、ハザードマップに最も危険だという危険箇所指定がされております。

こうした問題は当然何年か、何十年か前に、ちょっと景気のいい頃だったと思いますが、住民の反対というか、協力も得られませんで、途中で中断しているわけなんです。それで、今からちょっと上からやりかけてはおるんですけども、今、高齢化率がひどくなって畑へイノシシが出るとか何とか言って、あれはどうでも継続してやってほしいわというような意見と、それと、やはりそういうのがほっておくと、生命・財産にも関わってきますから、そういったところで最近特に気候変動によってとんでもない自然災害が多発しております。そうすると、早急な整備を推進してかからないと、幾ら立派なハザードマップができとって、災害時にはどこが避難所ですよ、どこへ行きましょうと言ったところで、根本となる危険箇所が整備してないのであれば、私は意味をなさないというふうに考えております。

そうしたことが、大切な財産、生命を守るといことは人口増加にもつながりますし、やっぱり建設業でいいますと、本当吉賀町は余り仕事がないところですから、建設業のみならず、経済の好循環を生みますし、定住人口も好転すると。一石二鳥、簡単に言ってもその予算が簡単な予算ではありませんから、ぱっとコロナみたいなことで来ませんので、それは執行部の最大なやは

り努力であろうというふうに思います。津和野町と比較しても、建設業界の予算は非常に少ないという感がありますので、その辺のところも併せてやはり将来的なことを考えて、危険箇所ちゅうのは町内点在しておりますけども、連坦地を優先と言ったら語弊があるかも分かりませんが、また体制的には住民も協力するというふうな風潮になっておりますので、ぜひぜひその辺を併せて人口増加と経済好循環という観点で、町長、どういうふうな計画を立てられるでしょうか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体的な施策といたしますか、計画というのは、ちょっと今お答えをできるような状況にはございませんが、安全安心な地域づくりということで、まちづくりということで申し上げますと、今、防災マップをまた新調したものを町民の皆さんのほうへお配りをさせていただきますが、御案内のとおり、見てみますと、吉賀町内どこへ行っても、私の自宅もそうなのですが、ほとんどがイエローゾーンとか、もしくは新しく色をつけたレッドゾーンとか、そうしたところに入っているわけがございますから、安全なまちづくりといたしますか、ふるさとをつくるためには、そうしたことをやっぱりこれからもやっていかなければならないというふうに思っております。

御自宅の御付近でというのは急傾斜地の崩壊対策のことかも知れませんが、これも鹿足土木協会のほうでも、必要な箇所につきましては毎年のように県知事あるいは関係機関のほうへ要望活動しておりますので、そのように努めていきたいと思っております。

国は、ああして防災・減災、国土強靱化ということで、3か年緊急対策を講じましたがこれは終わって、今度は5か年というスパンで、今、新しい枠組みで対応していただいています。これも国費を発動するわけがございますが、これをやっぱり獲得すべく頑張っていかなければならないかと思っております。

いろいろなことを、やはり要望すればそれなりの予算が今ついてくる環境にはあると思っております。ただ、そのお金がやはり今はコロナの経済対策のほうへ回っているやに感じ取れるところもあるわけがございますが、国といたしましては、安全な国土づくりのために、今申し上げましたような防災・減災、国土強靱のところをしておられますので、その動きについては注視をしていきたいなと思っております。

公共事業が吉賀町は少ないというのは、私も承知をしております。要望活動でいろいろデータを見ますと、吉賀町は残念ながら公共でいうと非常に少ないということで、これは決して必要な箇所が少ないということではなくて、やっぱり要望は毎年しておいても、それについての予算取りができていないんだろうと思っております。これは先刻、8番議員のほうからも要望活動のやり方とか、お話も伺いましたけど、まだまだ私自身の政治家としての至らぬ部分もたくさんあるんだろ

うと思います。これは私も承知しておりますので、これまでの結果にめげることなく要望活動をしっかり行っていききたいと思います。

何といたしまして、やはり人口も増やすといえますか、増やすというよりも人口が減少してくるのをいかに抑えていくかということと並行して、やはり経済対策をしていかなければ、この町の将来は行く末はないわけでございますので、そうしたところに観点を置いて、これからも頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 町長もおっしゃいますように、いかなる状況にあらうと、やはり政治家として、一家の長として、やっぱり子どもがちゃんと生きれるように、健やかに育つように御飯を食べさせるのが親であらうというふうに思いますから、8番議員が言われるように、予算取りにも問題があると思いますよ。それは今まで町長が培われた県の職員の方、国の職員の方という人脈そのものもあるかとは思いますが、やはり事業畑におられなかったというふうな条件的なこともあるかもしれませんが、よその町村がやっていることは決してここができないということではありませんし、やはりどういう状況下であらうと、一家の政治家、長として責任は果たすべきだというふうに思います。

それと、次は空き家の対策なんですけども、今回、総務課の関係でちょっと、これは補正予算で負担金補助、交付金という、生活安全ということで2軒分の240万円ですか、出ましたけども、これはこれとして、今、空き家で六日市、柿木と結構な連坦地であったりしながら、空き家がすごく多うございまして、目立って、景観もさることながら、今、隣家に大変な被害を与えたり、あるいはこの予算のように、児童とか交通の支障になつとるといようなところ、危険箇所がたくさんあると思うんです。

そうした中で、私が思いますのに、個人個人の所有物ですから特別なことがない限り行政代執行なんていうのは法的にも難しいところがありますから、とはいって、結構のあれがある。そうすれば、個人の所有地でも解体費用というものがかかるんです。産業廃棄物になると1軒当たりが結構、ちっちゃな家でも100万円ないし200万円なんていうような数字になるんだろうというふうに思います。

それと、一番ネックになっているのは、それも一つありますし、多分解体して更地になったら土地の評価額が変わります。そういうところを、例えば時限立法といえますか、特例をもって向こう5年間は従来どおりにするんだよというふうなところも、ある意味、私は地方分権の中でできるんじゃないかと思うんです。ちょっと頭を使って、相談して、研究してみればできるような気がするんですが、まあ私の考えです。

それと、解体費用です。そういうのを今年度は何軒何軒というふうにして、30万円ないし

50万円というものを補助するというふうな方法も一つだと思うんです。そうすることによって解体すれば、先ほど来言いますように、土建屋さんは仕事もできますし、土地が更地になれば有害鳥獣の問題も解決できますし、ほっとけば雑草が生えるかもしれませんが、とはいっても、その土地が流動化して新しい流入が起きる。流動化して行って、またそこへ再建。そういうことになれば一番理想的なんです、そういうことが起きるやもしれません。やってみなきゃ起きませんので、そういうところを、町政に対してはいろんな課題山積ありますけども、そういうところが際立って目立つところ、私は感じますので、その辺のところを精力的にやるお考えがあるかないかということをお聞きをします。

それともう一点は、あと20分ですからあれですが、いろんな問題を解決するのに、民間では（ ）というのは限界があります。最近では、これは市とか何とかが多いんですけども、行政のデジタル化推進する動きが、ほかの市町村では自動化を進めております。御存じだとは思いますが、自治体D I、デジタル技術を活用して電算化、スピード、確実、全ての事業に費用対効果、検証によってスピードのある住民サービス向上に努めようと。国のほうもデジタル化もできたようでございます。

そういったところで、非常に今も電算化してますよ。してませんが、個々のソフトでやってるから、今朝の4番議員が言われるようなことが起きるんですよ。そうすると、一元化を図ることによって効率が非常にいいということと、全課のいろいろなことが把握できるということと、スピード、正確という面では、すごくいいような気がするんです。そうして職員の方がいろいろなことが効率化できると、たくさんおられないんだから、人力的に余暇時間ができると。そうすれば、地域のいろんなところへ出かけて行って、自分たちの目で地域の実情とかいうものを観察であったりとか、聞き取りであったりとかすることによって、本当にこの町の町民がどういうふうな感情を持っておられるかというようなことも、しっかりと把握ができるような気もするんですが、それは余った時間でできると思います。

電算化というのは効率をよくすると。正確さ、スピードというところがメリットなわけですから、そのために費用もかかるかもしれませんが、そういったところを強力に、今とは違うシステムだろうというふうに思うんですが、違うかもしれませんよ。

そういったところで、いろんなところでいろんな改革・改善というものをしなくてはいけないことが山積してあるんです。そういうところで、2期目を精力的にお考えの町長としては、どういうふうにこれを改革するか、こういうふうにしたいと。したいんだけど、こういうふうなことがネックであるとかいうふうなこともあろうかと思いますが、その辺の心意気といいたいまいか、前向きなお言葉を頂きたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 2期目ということなのですが、そんなことが実現をしたら間違いなく2期目のところの所信表明で、こちらのほうで表明をさせていただきます。まずは、やはりこの残りの任期があるわけですから、ここをやっぱりしっかり全うしなければならないということでございます。

空き家の話でございますが、当然承知をしております。今、我々行政として急ぎましたのは、危険空き家のことでございます。通学路に面したところにあったり、それから大きい通りに面したところに本当に危険空き家が野ざらしの状態のがあるということが大きな課題でございますので、これを早く解決をしなければならないということで法律もでき、それから協議会もできた中で計画をつくって、今回、補正予算のほうで計上させていただきました。ぜひともこの点につきましては御理解をいただきたいと思えます。

それから、課税のお話もございました。それから、解体費用のお話もございました。やりたいことはたくさんございますが、何もかも、どれもこれもということには当然なりません。やはりその優先順位をつけて、何をやっぱり一番まずやらなければならないのかということで、いろいろのことでやっぱり精査をさせていただきたいと思えます。

それで、その空き家の問題であったり、それからさきの危険空き家もそうでございますが、解体もそうなのですが、一番問題なのは、御親族の方が亡くなられて、その相続のところの手続きです。これがやっぱりまず入り口のところで問題は多分にあるかなと。行政のほうとして一番困りますのは、そうした危険空き家もそうなのですが、たどっていくところがないことがやはり一番困るわけです。それに非常に労力を、時間と経費を使うということで、この相続の手続きは義務化ではないですが、これはやはりしっかりやっていただくということを住民の皆さんにはアナウンスしていかなければいけないと思えます。それが今、現状以上に周到にできれば、今のような現状よりは恐らく間違いなく改善されると思えます。

じゃ、そのことを行政としてどうするかということでございます。御不幸にして亡くなられたときには、数日後には役場のほうに来られたり、御親族の方はされますが、そのときに、こうしたことがあるというようなアナウンスをさせていただいたり、場合によっては、そうしたことのワンストップサービスで、窓口で対応するとか、まずそのところからやっていけば、少しずつ改善がされる余地はあろうかと思えます。ハードだけではなくて、ソフト面のそうした事務的なところからやはり意を注いでいかなければならないというふうに思っております。

デジタル化のお話もございました。9月1日から国も菅総理の肝煎りのデジタル庁ができましたけど、役場のほうも同じでございます。デジタル化といいますか、ネットワークはもう既に役場のほうもかなり組んでおりますから、1つの情報を私一人だけで見るというのじゃなくて、複数の人数が目を通すことは当然可能でございますので、それをいかに運用していくかというこ

とで、これは努めていかなければならないというふうに思っております。

それで、そうした空いた時間で今度は現場とか、そうしたところということがございますが、これは時間があるなしにかかわらず、ほかの議員さんからもいろいろ御指摘をいただいていますけど、職員はまず一義的にはものが発生をして町内で何かが起これば、まず現場へ赴く。住民の方に対面でお話を聞く。現場を自分の目でしっかり確認をする。この作業が必要でございますので、これも申し上げました、令和3年度の一番最初の庁議のところで、管理職に伝えさせていただいて、それを職員のほうには伝達をしていただいているというふうに思っておりますので、それが今度は職員のほうがしっかり実行していただくということになろうかと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員、通告書以外の要旨が大分広がりようるので、基本的に……。

○議員（9番 河村由美子君） いや、それは人口増加に関して何うことやけ、あなたが意見をすることはないでしょう。

○議長（安永 友行君） 再質問とは言いながら、広がり過ぎなんで、その辺は……。

○議員（9番 河村由美子君） ええですよ、わかりましたよ。言いますよ。

町長、課題は山積でございますが、今も発言停止じゃないけどありますが、とはいっても、これはこのこと、このことは充足して初めて人口増加、安心安全なまちづくりというところへ結んであるわけですから、町長は御理解いただけたと思いますので、課題山積ではございますが、スピード感を持ってやっていただけることを期待を申し上げますので、以上をもちまして私の質問は終わりますが、町長、一言頑張るとか、これはこうですとか、余り議長も要らんことを言わないようにしてくださいませよ。

○議長（安永 友行君） 河村議員、今のは不規則発言に値すると思うんで、要らんことということはないと思うので訂正してください。いかがですか。

○議員（9番 河村由美子君） オーバーなこと、それじゃ。

○議長（安永 友行君） いかがですか。訂正されてはいかがですか。

○議員（9番 河村由美子君） オーバーなことに訂正しますよ。私が拡大して言うのがどうとか言うんじゃない。そこまで発言の制限をされることはないと思いますよ。

○議長（安永 友行君） それなら、以上で、発言はしないでください。

町長、最後にあればしてください。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 各方面、いろいろなことで御示唆をいただきました。今回通告にありますように、テーマは町の発展には人口増加が不可欠ということでございます。当然のことでございます。やはりよく人口がどうかこうとかというような話もございますが、やはりその数というのは力でございますから、町に活力があるというのは、人がたくさんおられてにぎわいがある

というのが活力でございますので、そうしたことが実現できるように、今回いただいた御意見、いろいろ精査をさせていただいて、それぞれの担当のところで検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議員（9番 河村由美子君） 以上をもちまして終わりますよ。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番、河村由美子議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、本日は散会といたします。
御苦労でございました。

午後2時53分散会
